

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月30日

【事業年度】 第47期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 株式会社IMAGICA GROUP

【英訳名】 IMAGICA GROUP Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 布施 信夫

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田二丁目14番1号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町一丁目3番2号

【電話番号】 03 - 6741 - 5750(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務本部長 藤村 正芳

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高 (千円)	70,036,263	87,586,352	91,351,958	90,212,331	94,090,704
経常利益 (千円)	760,321	2,014,485	2,424,266	789,014	416,302
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失() (千円)	1,555,482	1,707,577	2,937,964	2,010,061	664,057
包括利益 (千円)	4,527,223	461,511	3,349,074	3,768,984	537,431
純資産 (千円)	29,837,149	29,941,574	32,978,145	27,897,401	27,478,467
総資産 (千円)	63,543,588	68,207,375	70,529,288	64,725,520	62,154,703
1株当たり純資産 (円)	573.39	590.89	660.79	570.90	566.19
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	34.93	38.35	65.98	45.55	15.05
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	40.2	38.6	41.7	38.9	40.3
自己資本利益率 (%)	5.8	6.6	10.5	7.4	2.6
株価収益率 (倍)	-	19.38	18.25	-	23.46
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	446,076	3,980,040	4,161,301	117,394	6,974,248
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	18,356,698	5,965,824	1,251,668	1,420,700	4,297,465
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	5,070	1,687,207	489,819	3,760,046	1,291,495
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	12,048,741	8,715,927	11,131,784	6,067,073	7,327,842
従業員数 (名)	2,943	3,587	3,842	4,082	3,996
[外、臨時雇用者数]	[1,131]	[1,157]	[1,220]	[1,240]	[1,254]

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
2. 第46期以前の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第47期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 第43期及び第46期の株価収益率については、1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
4. 第43期の親会社株主に帰属する当期純利益の大幅な減少は、のれんの減損損失の計上等によるものであります。
5. 第45期の親会社株主に帰属する当期純利益の大幅な増加は、関係会社株式売却益の計上等によるものであります。
6. 第46期の親会社株主に帰属する当期純利益の大幅な減少は、のれんの一時償却の計上等によるものであります。
7. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第46期の期首から適用しており、第45期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (千円)	2,702,890	2,834,915	2,754,534	3,016,682	3,286,107
経常利益 (千円)	1,234,052	1,170,022	1,121,859	1,107,246	1,182,307
当期純利益又は当期純損失() (千円)	2,394,624	723,321	3,036,960	1,483,107	2,141,636
資本金 (千円)	3,244,915	3,244,915	3,244,915	3,244,915	3,306,002
発行済株式総数 (千株)	44,531	44,531	44,531	44,531	44,741
純資産 (千円)	18,817,712	18,951,618	22,177,751	18,833,435	20,367,865
総資産 (千円)	33,254,750	34,702,505	33,285,520	27,376,889	29,548,676
1株当たり純資産 (円)	422.57	425.58	498.02	427.52	459.79
1株当たり配当額(内1株当たり中間配当額) (円)	15.00 (-)	10.00 (-)	10.00 (-)	5.00 (-)	5.00 (-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失() (円)	53.77	16.24	68.20	33.61	48.53
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	56.6	54.6	66.6	68.8	68.9
自己資本利益率 (%)	11.8	3.8	14.8	7.2	10.9
株価収益率 (倍)	-	45.75	17.65	-	7.27
配当性向 (%)	-	61.6	14.7	-	10.3
従業員数 [外、臨時雇用者数] (名)	34 [5]	44	47 [8]	49 [13]	47 [18]
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	58.1 (89.2)	106.2 (102.3)	171.4 (118.5)	98.1 (112.5)	55.0 (101.8)
最高株価 (円)	750	1,374	1,419	1,325	720
最低株価 (円)	330	368	625	463	280

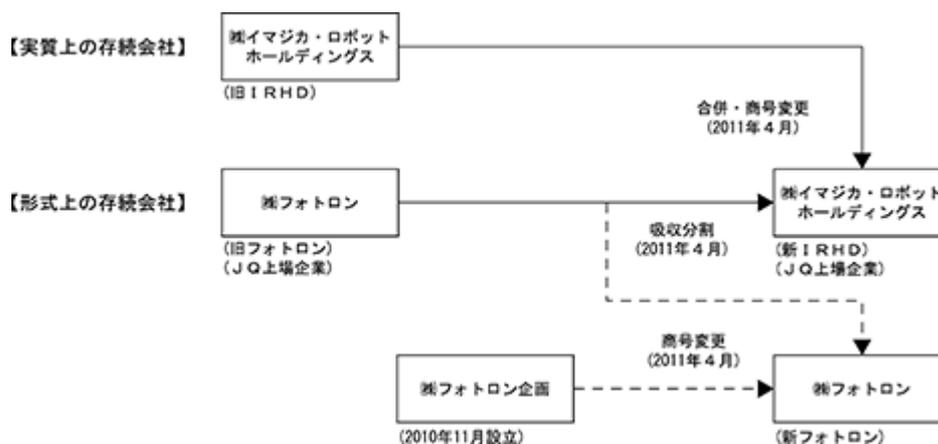
(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 第46期以前の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第47期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 第43期及び第46期の株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
- 第43期、第45期、第46期及び第47期は、臨時雇用者数が従業員数の100分の10以上となったため、臨時雇用者数を外数で記載しております。
- 第43期の当期純利益の大幅な減少は、子会社への投資に対して投資損失引当金を計上したこと等によるものです。
- 第45期の当期純利益の大幅な増加は、関係会社株式売却益の計上等によるものであります。
- 第46期の当期純利益の大幅な減少は、関係会社株式評価損の計上等によるものであります。
- 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
- 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第46期の期首から適用しており、第45期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社(形式上の存続会社、株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス(現株式会社IMAGICA GROUP)・・・旧株式会社フォトロン、1974年6月設立)は、2011年4月1日を合併期日として、株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス(実質上の存続会社、旧株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス、2002年4月設立)を合併しました。

この合併は、実質上の存続会社である旧株式会社イマジカ・ロボット ホールディングスによる旧株式会社フォトロンの完全子会社化及び大阪証券取引所JASDAQ証券取引所の上場を維持することによる旧株式会社フォトロンの少数株主の保護を目的にしたものであります。旧株式会社フォトロンは、同社のイメージングシステム事業、ソリューション事業及びLSI開発事業を吸収分割により旧株式会社フォトロンの完全子会社である株式会社フォトロン企画(現株式会社フォトロン、2010年11月設立)に承継することで同社を持株会社化し、当該合併によって旧株式会社イマジカ・ロボット ホールディングスの資産、負債及び権利義務の一切を引き継いでおります。なお、事業年度の期数は、形式上の存続会社である旧株式会社フォトロンの期数を承継し、2011年4月1日より始まる事業年度を第39期としております。



(注)図内は、旧社名にて記載しております。

実質上の存続会社である旧株式会社イマジカ・ロボット ホールディングスの沿革は以下のとおりであります。

- 2002年4月 親会社である株式会社エフ・イー・エルの新設分割により株式会社イマジカを設立
- 2006年3月 株式会社ロボットの株式を取得し、子会社化
- 2006年4月 社名を株式会社イマジカホールディングスに変更するとともに当社の映像関連事業の営業を吸収分割により株式会社IMAGICA企画(現株式会社IMAGICA Lab.)に承継し、当社は持株会社体制に移行
- 2006年4月 親会社の株式会社エフ・イー・エルより、同社保有の事業の一部を吸収分割により承継、株式会社フォトロン(旧株式会社フォトロン)が子会社となる
- 2006年7月 商号を株式会社イマジカ・ロボット ホールディングスに変更
株式会社IMAGICA(現株式会社IMAGICA Lab.)の、コンテンツ事業部の所管事業を準備会社である株式会社IMAGICA映像へ(同年6月20日、株式会社IMAGICAイメージワークスに商号変更)、デジタル放送事業部の所管事業を準備会社である株式会社IMAGICA放送へ(同年6月20日、株式会社IMAGICAティーヴィに商号変更)、映像システム部の所管事業を準備会社である株式会社IMAGICAエンジニアリングへ(同年6月20日、株式会社IMAGICAテクノロジーズに商号変更)吸収分割
- 2009年5月 人材コンサルティング事業を営む株式会社デジタルスケーブ(現株式会社イマジカデジタルスケーブ)の株式を公開買付等により取得し、子会社化

旧株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス設立に至る経緯は以下のとおりです。

- 1935年2月 映画フィルムの現像、プリント受注を目的に株式会社極東現像所(現株式会社エフ・イー・エル)を設立
株式会社長瀬商店より京都工場を引き継ぎ操業開始
- 1942年1月 商号を株式会社東洋現像所に変更
- 1950年12月 東京都品川区に五反田工場(現東京映像センター)を新設、翌年1月より操業開始
- 1974年10月 東京都品川区にビデオセンターを開設
- 1986年1月 商号を株式会社イマジカに変更
- 1993年6月 本店を大阪市北区に移転
- 2000年3月 関西地区の事業強化を目的として株式会社IMAGICAウエストを設立
- 2000年11月 品川ビデオセンター跡地に新ビルを建設し、品川プロダクションセンターを開設
- 2002年4月 商号を株式会社エフ・イー・エルに変更
旧商法第373条及び第374条ノ15に定める新設分割により株式会社イマジカを設立

形式上の存続会社である旧株式会社フォトロンの沿革は以下のとおりであります。

- 1974年6月 株式会社大沢商会の全額出資会社として大阪市西区に設立
- 1991年3月 生産基盤の強化のために山形県米沢市に米沢工場を開設
- 1992年7月 株式会社イマジカが株式を取得し筆頭株主となる
- 1997年9月 日本証券業協会に株式を店頭登録
- 2000年1月 アメリカに現地法人の子会社PHOTRON USA, INC.を設立、営業開始
- 2000年5月 子会社アイチップス・テクノロジー株式会社を設立し、LSI開発事業を開始
- 2001年4月 イギリスに現地法人の子会社PHOTRON EUROPE Limitedを設立
- 2001年11月 ベトナムに現地法人の子会社PHOTRON VIETNAM TECHNICAL CENTER Ltd.を設立
- 2003年9月 本社を東京都千代田区富士見に移転
- 2004年12月 株式会社ジャスダック証券取引所に株式を上場
- 2007年8月 子会社フォトン メディカル イメージング株式会社(現フォトン M&E ソリューションズ株式会社)を設立し、医用画像機器分野の事業を譲渡
- 2010年11月 子会社株式会社フォトン企画(現株式会社フォトン)を設立

合併後については以下のとおりであります。

2011年4月	株式会社フォトロン(旧株式会社フォトロン)の映像システム事業を吸収分割により株式会社フォトロン企画に承継し、同社の商号を株式会社フォトロンに変更 旧株式会社フォトロンを存続会社、旧株式会社イマジカ・ロボット ホールディングスを消滅会社とする吸収合併を行い、商号を株式会社イマジカ・ロボット ホールディングスに変更
2012年8月	株式会社フォトロンが中華人民共和国にPHOTRON(SHANGHAI)LIMITEDを設立、営業開始
2012年12月	東京証券取引所市場第二部に上場
2013年2月	大阪証券取引所JASDAQ市場の上場を廃止
2013年4月	株式会社イマジカデジタルスケープが株式会社コスモ・スペースの株式を80%取得し子会社化
2013年6月	株式会社イマジカデジタルスケープが株式会社角川エディトリアル(2019年3月末日時点 株式会社イマジカ角川エディトリアル)の株式を70%取得し子会社化
2014年2月	株式会社IMAGICA(現株式会社IMAGICA Lab.)がマレーシアにImagica International Asia Sdn. Bhd.を設立
2014年4月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
2014年11月	株式会社フォトロンが株式会社テレキュート(現株式会社IPモーション)の株式を100%取得し子会社化
2015年2月	米国のSDI Media Central Holdings Corp.の株式取得のための特別目的会社としてICS International Inc.を設立、子会社化
2015年3月	ICS International Inc.を増資(当社持分比率50.1%)
2015年4月	ICS International Inc.がSDI Media Central Holdings Corp.の株式を100%取得し、子会社化。メディア・ローカライゼーション事業を開始
2015年6月	株式会社イマジカデジタルスケープが株式会社ウェザーマップの株式を100%取得し子会社化
2015年10月	ICS International Inc.とSDI Media Central Holdings Corp.、SDI Media Group, Inc.他1社が合併、存続会社がSDI Media Group, Inc.となる
2016年4月	株式会社オー・エル・エムの株式を取得し、子会社化
2017年4月	株式会社IMAGICAティーヴィの全株式を株式会社WOWOWに譲渡
2017年4月	株式会社フォトロンがドイツにPhotron Deutschland GmbH、米国にMotion Engineering Company, Inc.を設立
2017年6月	ベンチャー企業への投資会社、株式会社オー・エル・エム・ベンチャーズを設立
2017年10月	株式会社イマジカデジタルスケープがキューアンドエアーアーキテクト株式会社(現株式会社イマジカアロベイス)の株式を70%取得し、子会社化
2017年11月	米国のSDI Media Group, Inc.が英国のPPC Creative Limitedの株式を100%取得し、子会社化
2017年12月	株式会社オー・エル・エムがマレーシアにOLM ASIA SDN BHDを設立
2018年3月	株式会社オー・エル・エム・ベンチャーズがOLM1号投資事業有限責任組合を組成
2018年10月	商号を株式会社IMAGICA GROUPに変更 株式会社IMAGICAが株式会社IMAGICAウエストおよび株式会社IMAGICAイメージワークスを吸収合併し、商号を株式会社IMAGICA Lab.に変更
2019年1月	株式会社IMAGICA Lab.が株式会社IMAGICA IRISを設立
2019年3月	米国のPixellogic Holdings, LLCの株式取得のための特別目的会社としてIMGI USA Inc.を設立、子会社化
2019年4月	株式会社イマジカ角川エディトリアルの全株式を売却
2019年4月	株式会社IMAGICAトータルサービスの全株式を売却
2019年4月	Pixellogic Holdings, LLCの発行済株式の39.6%を取得し、同社を持分法適用関連会社化
2019年6月	株式会社IMAGICA Lab.とSDI Media Group, Inc.が株式会社IMAGICA SDI Studioを設立

3 【事業の内容】

当社グループは、2020年3月31日現在、当社を中心に、子会社69社（うち連結子会社58社）、関連会社7社（うち持分法適用関連会社6社）で構成されております。

当連結会計年度において、Pixelogic Holdings, LLCの発行済株式の39.6%を取得し、同社及びその子会社4社を持分法適用関連会社としました。また、新たに㈱IMAGICA SDI Studioを設立しました。連結子会社であった㈱IMAGICAトータルサービス及び㈱イマジカ角川エディトリアル株式の全てを売却したため、連結の範囲から除外しております。

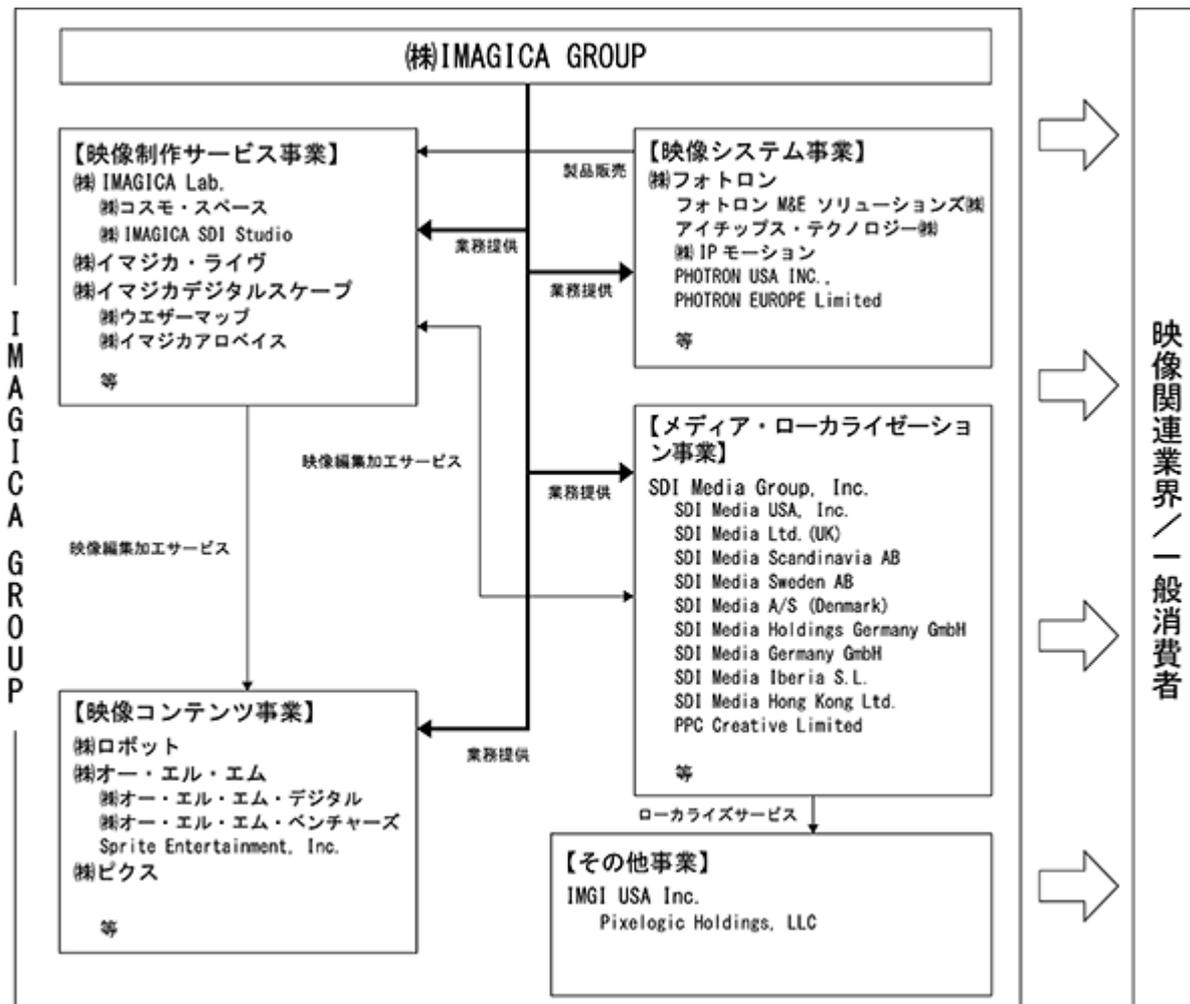
なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

セグメントの名称	事業の内容	主な会社名
映像コンテンツ事業	劇場映画・テレビドラマ番組・アニメーション作品・Web関連映像の企画制作、テレビCMを中心とした広告制作、ミュージックビデオを主とした音楽映像制作のほか、各種映像コンテンツのライセンス	㈱ロボット ㈱オー・エル・エム ㈱ピクス ㈱オー・エル・エム・デジタル ㈱オー・エル・エム・ベンチャーズ Sprite Entertainment, Inc. OLM1号投資事業有限責任組合 他非連結子会社3社
映像制作サービス事業	撮影、TV番組・CM・PR等のビデオ映像・音声編集、デジタル合成、VFX・CGI制作、デジタルシネマ関連サービスなど、各種映像技術サービスと、クリエイティブ分野に特化した人材ソリューションの提供	㈱IMAGICA Lab. ㈱イマジカデジタルスケープ ㈱イマジカ・ライヴ ㈱コスモ・スペース ㈱ウェザーマップ ㈱イマジカアロベイス ㈱IMAGICA SDI Studio 他連結子会社1社 非連結子会社3社 関連会社1社
メディア・ローカライゼーション事業	映像コンテンツの吹替え・字幕、映画予告編の制作、聴覚障害者向け字幕等	SDI Media Group, Inc. SDI Media USA, Inc. SDI Media UK Ltd. SDI Media Scandinavia AB SDI Media A/S (Denmark) SDI Media Germany GmbH SDI Media Iberia S.L. SDI Media Italia S.R.L. SDI Media Hong Kong Ltd. PPC Creative Limited 他連結子会社26社
映像システム事業	放送/映像システム・高速度カメラ等イメージング機器・医用画像ネットワーク機器他、映像・画像に関わる最先端の映像関連機器やソフトウェアの開発・製造・輸入・販売・保守サービス、画像関連LSIの開発・販売等	㈱フォトロン フォトロン M&E ソリューションズ(株) アイチップス・テクノロジー(株) PHOTRON USA, INC. PHOTRON EUROPE Ltd. ㈱IPモーション 他非連結子会社4社 持分法適用関連会社1社

(注) 1. 上記の会社名表記会社はいずれも連結子会社であります。

2. Pixelogic Holdings, LLC及びその子会社4社は、上記の表に含まれていない「その他事業」に属しております。

事業の系統図は以下のとおりです。(2020年3月31日現在)



(注) 1. 主要な取引のみを示しております。

2. 取引の矢印は、製・商品、サービス等の流れとなっております。

4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

(2020年3月31日現在)

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有(被所 有)割合 (%)	関係内容
㈱クリアートホールディングス (注)	東京都品川区	10,000	純粋持株会社	(57.09) [56.19]	役員の兼任 1名
㈱クリアート	東京都品川区	10,000	純粋持株会社	(56.19)	役員の兼任 1名

(注) 議決権の所有(被所有)割合の[]内は、間接被所有割合で内数であります。

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有(被所 有)割合 (%)	関係内容
㈱ロポット (注) 3、4	東京都渋谷区	100,000	映像コンテンツ事業	100.00	当社への経営管理業務等の委託、グループファイナンス 役員の兼任 1名
㈱オー・エル・エム (注) 3、4、5	東京都世田谷区	490,000	映像コンテンツ事業	100.00	当社への経営管理業務等の委託、グループファイナンス 役員の兼任 1名
㈱IMAGICA Lab. (注) 3、4	東京都品川区	100,000	映像制作サービス事業	100.00	当社への経営管理業務等の委託、事務所の賃貸、グループファイナンス
㈱イマジカデジタルスケープ	東京都渋谷区	100,000	映像制作サービス事業	100.00	当社への経営管理業務等の委託、事務所の賃貸、グループファイナンス
SDI Media Group, Inc. (注) 4	米国 ロサンゼルス市	1 USドル	メディア・ローライ ゼーション事業	50.39	債務保証 役員の兼任 2名
㈱フォトロン (注) 3	東京都千代田区	100,000	映像システム事業	100.00	当社への経営管理業務等の委託、工場の賃貸、グループファイナンス 役員の兼任 1名
㈱ピクス	東京都渋谷区	50,000	映像コンテンツ事業	100.00	当社への経営管理業務等の委託、グループファイナンス
㈱オー・エル・エム・デジタル (注) 2	東京都世田谷区	200,000	映像コンテンツ事業	100.00 [100.00]	当社へのシステム管理業務の委託 役員の兼任 1名
㈱オー・エル・エム・ベン チャーズ (注) 2	東京都世田谷区	10,000	映像コンテンツ事業	100.00 [100.00]	当社へのシステム管理業務の委託 役員の兼任 1名
Sprite Entertainment, Inc. (注) 2	米国 ロサンゼルス市	840,000 USドル	映像コンテンツ事業	94.44 [94.44]	役員の兼任 1名
OLM1号投資事業有限責任組合 (注) 2、4	東京都世田谷区	685,000	映像コンテンツ事業	21.90 [21.90]	
㈱イマジカ・ライブ	東京都品川区	60,000	映像制作サービス事業	66.67	当社への経営管理業務等の委託、グループファイナンス
㈱コスモ・スペース (注) 2	東京都千代田区	30,000	映像制作サービス事業	80.00 [80.00]	当社へのシステム管理業務の委託、グループファイナンス
㈱ウェザーマップ (注) 2	東京都港区	10,000	映像制作サービス事業	100.00 [100.00]	当社へのシステム管理業務の委託、グループファイナンス
㈱キャスター・プロ (注) 2	東京都港区	9,500	映像制作サービス事業	100.00 [100.00]	当社へのシステム管理業務の委託

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有(被所 有)割合 (%)	関係内容
㈱イマジカロベイス (注) 2	東京都渋谷区	65,000	映像制作サービス事業	70.00 [70.00]	
SDI Media USA, Inc. (注) 2、 4	米国 カルバーシティ市	1,761,110 USドル	メディア・ローカライ ゼーション事業	50.39 [50.39]	
SDI Media UK, Ltd. (注) 2	英国 ロンドン市	10,000 ポンド	メディア・ローカライ ゼーション事業	50.39 [50.39]	
SDI Media Scandinavia AB (注) 2	スウェーデン ソルナ市	100,000 スウェーデン クローナ	メディア・ローカライ ゼーション事業	50.39 [50.39]	
SDI Media A/S (Denmark) (注) 2	デンマーク コペンハーゲン市	1,000,000 デンマーク クローネ	メディア・ローカライ ゼーション事業	50.39 [50.39]	
SDI Media Germany GmbH (注) 2	ドイツ ベルリン市	25,000 ユーロ	メディア・ローカライ ゼーション事業	50.39 [50.39]	
SDI Media Iberia S.L. (注) 2、 4	スペイン バルセロナ市	7,469,810 ユーロ	メディア・ローカライ ゼーション事業	50.39 [50.39]	
SDI Media Italia S.R.L. (注) 2	イタリア ローマ市	15,000 ユーロ	メディア・ローカライ ゼーション事業	50.39 [50.39]	
SDI Media Hong Kong Ltd. (注) 2	香港 九龍市	3,022,965 香港ドル	メディア・ローカライ ゼーション事業	50.39 [50.39]	
PPC Creative Limited (注) 2	英国 ロンドン市	500,100 ポンド	メディア・ローカライ ゼーション事業	50.39 [50.39]	
フォトロン M&E ソリューショ ンズ(株) (注) 2	東京都千代田区	100,000	映像システム事業	100.00 [100.00]	当社へのシステム管理業務の 委託、グループファイナンス 役員の兼任 1名
PHOTRON USA, INC. (注) 2	米国 サンディエゴ市	1,400,000 USドル	映像システム事業	100.00 [100.00]	役員の兼任 1名
PHOTRON EUROPE Limited (注) 2	英国 バッキンガムシャ 州	270,000 ポンド	映像システム事業	100.00 [100.00]	
アイチップス・テクノロジー(株) (注) 2、 5	兵庫県尼崎市	220,000	映像システム事業	84.49 [84.49]	当社へのシステム管理業務の 委託、グループファイナンス 役員の兼任 1名
㈱IPモーション (注) 2、 5	東京都港区	50,000	映像システム事業	100.00 [100.00]	当社へのシステム管理業務の 委託、グループファイナンス 役員の兼任 1名
他28社					

- (注) 1. 主要な事業内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 議決権の所有(被所有)割合の[]内は、間接所有割合で内数であります。
 3. (株)ロボット、(株)オー・エル・エム、(株)IMAGICA Lab.ならびに(株)フォトロンについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。主要な損益の情報等は以下のとおりであります。

	主要な損益情報等(千円)				
	売上高	経常利益又は 経常損失()	当期純利益又は 当期純損失 ()	純資産額	総資産額
(株)ロボット	11,929,984	438,936	384,937	424,474	6,334,258
(株)オー・エル・エム	9,869,625	331,904	251,049	2,720,814	6,101,066
(株)IMAGICA Lab.	14,380,170	18,957	229,180	2,340,878	7,179,100
(株)フォトロン	14,500,770	2,152,764	1,423,949	5,480,458	7,774,533

4. 特定子会社であります。
 5. 議決権の所有(被所有)割合の計算に、自己株式は含めておりません。

(3) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有(被所 有)割合 (%)	関係内容
(株)Globalstar Japan	東京都港区	51,000	映像システム事業	49.02 [49.02]	
Pixelogic Holdings, LLC	米国 バーバンク市	28,666,268 USドル	その他事業	39.64 [39.64]	
他4社					

- (注) 1. 主要な事業内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 議決権の所有(被所有)割合の[]内は、間接所有割合で内数であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
映像コンテンツ事業	628	[94]
映像制作サービス事業	1,652	[864]
メディア・ローライゼーション事業	1,306	[228]
映像システム事業	363	[50]
全社(共通)	47	[18]
合計	3,996	[1,254]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は [] 内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
47[18]	45.4	8.67	8,475,912

(注) 1. 平均年間給与は、2019年4月より2020年3月までの支給実績(税込み)であり、基準外手当及び賞与を含んでおります。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は[]内に外数で記載しております。

3. 提出会社の従業員数は全てセグメントの「全社(共通)」に含まれるため、合計人数のみ記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは、国内連結子会社1社で労働組合が組織されております。なお、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 新中期経営戦略と2021年3月期の経営方針

当社グループは、グループの構造改革を加速し、成長と収益性を伴ったバランスのとれた事業ポートフォリオの構築を目指し、2020年3月期より「映像を軸にグループ総合力を発揮」することを経営方針とし、新中期経営戦略『総合力2021』を策定いたしました。新中期経営戦略策定の基礎となる対処すべき経営課題は以下の3点となります。

- ・メディア・ローライゼーション事業の経営悪化
- ・従来型ビジネスモデルからの変革の遅れ
- ・収益を映像システム事業に依存

これらの経営課題に対処するために、以下の5つの基本戦略の推進に取り組んでおります。

- 1．新たなグローバル戦略の構築
- 2．既存事業の収益力向上
- 3．新たなビジネスモデルへの転換
- 4．新規事業の創出と展開
- 5．人材育成と働き方改革の推進

急速に進化する技術革新に加えて、今般、新型コロナウイルス感染拡大を背景とした社会環境の変化により、当社グループが軸足を置く映像関連事業においても大きな変革期を迎えています。

当社グループは、このような環境の変化をビジネスチャンスと捉え、“映像”による新しいエンタテインメントの提案、新しい生活様式に即した“映像”制作への挑戦、医療や教育分野などエンタテインメント分野にとらわれない“映像”活用など、ビジネスモデルの転換と新規事業の創出に取り組むことで、『総合力2021』の実現に向けた変革を加速してまいります。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大による業績への影響について

新型コロナウイルスの感染拡大により当社グループの事業は、映画の劇場公開延期による制作作品の納品延期、TVCM案件の制作一時中断によるポストプロダクションやE2Eサービスの延期など、一定の影響を受けております。また緊急事態宣言が日本全域で解除になったものの、事業環境の改善にはまだ一定の時間を要するものと考えております。

2 【事業等のリスク】

当社グループは、映像関連事業を遂行する上でのリスクについて、事業年度ごとに、当社グループ各社からリスクの抽出・評価を行いリスクマップの作成・更新を行っております。当該リスクマップをもとに、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。なお、以下の事項は、リスクマップにより認識したリスクをすべて網羅的に記載したのではなく、以下の記載以外のリスクも存在いたします。

当社グループは、網羅的に抽出したリスクの中から、事業年度ごとにリスクに対する統制活動を強化する優先順位を決定し、グループ全体にて定期的な会議を行い、各リスクに対する統制活動を実施しているものの、リスクが顕在化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に一定の影響を及ぼす可能性があります。

(1) セグメント共通のリスク

事業環境に関するリスク

1) 映像関連事業における成長性に関するリスク

当社グループは、映像関連事業において多様な事業を行っております。

世界のインターネット利用者の増加とともに、移動通信システムの進化もあり、従前よりも多様な媒体における映像の利用頻度が増加することにより、映像に対する多様なニーズの高まりが想定されるものと認識しております。

しかし、映像に対する多様なニーズの高まりが、映像の有する市場価値の低下を招き、過度な競争、景気動向等により、映像関連事業の成長が鈍化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2) 映像関連事業における技術変化のリスク

当社グループが事業展開を行う映像関連事業領域においては、映像制作及び流通にかかる映像システム等の技術分野における進歩及び変化が著しく、当社グループもこれらの技術変化に常に対応をしていく必要があります。

しかし、映像に関する技術変化にいち早く対応することにより、新たな映像制作手法や映像システムの開発等にかかる費用が増加する可能性があります。また、競合が技術変化に対応する中、当社グループに技術変化の遅れが生じる可能性もあります。このような場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3) 新たなビジネスモデルの構築に関するリスク

映像関連事業において、従来のテレビ放送、映画館、DVDなどの映像流通経路からインターネット、特にスマートフォンの普及によって、誰もが映像コンテンツにアクセス可能になるとともに、誰もが簡単に安価で映像コンテンツを制作できるようになっており、映像流通の仕組みが劇的に変化しています。このように、これら映像に対するニーズの劇的な変化を見極め、柔軟に映像事業を展開していくことが必要とされます。

しかし、当社グループにおいて、急激に変化する映像消費者の動向を的確にとらえ、消費性向に応じたビジネスモデルの変化に即座に対応できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

企業結合等に関するリスク

当社グループは、映像制作・技術サービス市場のシェアの拡大、新規サービスの展開、既存事業の拡充、映像関連技術の獲得を目的として、業務提携、企業結合(M & A)等の展開を行っており、経営の重要な戦略として位置付けています。

企業結合等を行うにあたって、対象となる企業の事業価値、財務面、法務面等についての詳細な調査を行い、企業結合等のリスク回避を行っております。

しかし、企業結合等の実施後、対象となる企業の事業価値の低下や当社グループ間のシナジーの効果が十分に発揮されない場合などには、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、対象となる企業において偶発的な債務や未認識のコンプライアンス違反事象が判明する可能性があります。

ベンチャー企業への投資等を実施することにより、新たな映像事業のビジネスモデルを獲得することも想定しておりますが、経営環境の変化や投資先の運営上の問題により、想定する投資効果があげられない場合もあり、このような場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人材確保・育成に関するリスク

当社グループが行う映像関連事業においては、映像制作、映像システムの開発の分野において専門性を有する人材が必要であり、当社グループではそのような専門性を有する人材獲得をグループ全体で強化するとともに、最新の動向を踏まえた人材育成にも力を入れております。

しかし、映像制作手法や技術の劇的な変化により、当社グループの映像関連事業に対するブランド力が低下するような場合には、専門性の高い人材を十分に確保、育成できずに、競争優位性のある組織力が低下するおそれがあります。

このような場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

大規模災害・感染症等に関するリスク

当社グループは、多数の映像に係る設備や工場を運営しているとともに、映像制作や人材派遣等の事業展開を行っております。

自然災害による人的あるいは物的な直接被害の発生や、災害に起因する社会的要請等により、事業活動に支障をきたす場合、火災保険等の加入により被害を最小化する対策も進めておりますが、その被害全てが補償されるものではなく、これら要因によって当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

インフルエンザ、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大により、営業活動や映像制作活動の制限による事業の停滞、更には各種イベントの自粛要請や延期、景気悪化に伴う広告宣伝活動の中止等の環境変化がもたらされ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い当社グループは感染拡大防止のため、衛生管理の徹底、時差出勤、在宅勤務等により継続して事業運営を行っております。

情報セキュリティに関するリスク

主要な当社グループ会社において、その業態に応じてプライバシーマーク、ISMS/ISO-IEC27001:2013(情報セキュリティマネジメントシステム)を取得しております。また、従業員の情報管理に対する意識向上に向けて、全従業員を対象に情報セキュリティも含めたコンプライアンス研修を実施しているとともに、情報セキュリティリスクアセスメントを行い、その対策を強化しております。

しかし、情報資産漏えいリスクの危険性や脆弱性認識の不足、対策の想定を超えるシステム停止時の業務継続対策の整備不足、現状の管理基準を逸脱した不測の事態の発生、あるいは第三者による不正アクセス等により顧客情報等の機密情報が流出した場合には、社会的信用の低下や損害賠償請求によるコストの発生等、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権に関するリスク

当社グループは、映像コンテンツに関する著作権、映像技術に関する特許や商標権等の知的財産権の取得、または知的財産権のライセンスを受けることで、当社グループの映像関連事業の国内はもとより国際展開を行ううえで各国において権利保護を行っております。また、同時に第三者の知的財産権等を侵害しないように管理を行っております。

しかし、当社グループの映像コンテンツや映像技術の盗用、模倣等が発生し、国際的にすべての知的財産権の侵害を防ぐことができない可能性があります。また、当社グループが利用している映像に対して知的財産権等の侵害にかかる主張がなされる可能性もあります。このような場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンスに関するリスク

当社グループは、映像関連事業の遂行にあたって、各種法的規制の適用を受けています。また、事業展開する各国においては、当該国の法的規制の適用を受けています。

当社グループでは、全従業員を対象としたコンプライアンス研修並びにグループ各社においても独自に必要なとされる項目に特化したコンプライアンス研修を並行して実施することにより、コンプライアンスの推進や社会的規範意識の醸成に努めています。

しかし、従業員による法令違反や社会的な期待に反した行動等に起因する、処罰、訴訟の提起やレピュテーションの低下により当社グループに対する取引先や顧客からの信頼を失う可能性があります。このような場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

財務に関するリスク

1) 収益発生・計上の時期に関するリスク

当社グループにおいて、映像関連事業の遂行にあたって、受注したプロジェクトの規模や内容が予想と大きく乖離する場合や、納入時期が変更され売上・収益の計上が翌月、翌四半期あるいは翌連結会計年度にずれ込む場合があります。特にCMやテレビ関連のコンテンツ制作・映像制作サービス事業は広告主の宣伝広告費の予算執行やテレビ局の番組改編に連動するため他の月に比較して9月及び3月の期末付近に売上や収益が集中する傾向があります。そのため、計上時期の年度のずれが発生し、額の大きさによっては各々の期間における当社グループの経営成績及び財政状態に変動が生じる可能性があります。

2) 投資有価証券に関するリスク

当社グループでは、事業展開をより効果的に進めるために、事業上の提携会社の株式(有価証券)を取得することがあります。株式の取得に際しては、対象企業の経営状況及び将来の事業計画等についての事前調査を行い、当社グループとの事業シナジー・収益性・リスク要因等を総合的に勘案して実施いたしますが、それらの要素を完全に予測することは困難であります。将来、対象企業の事業展開が当初計画を下回る等、企業価値が低下した場合には、当社グループが取得した有価証券に関して減損処理を余儀なくされることもあり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、保有方針及び保有の合理性についての検証方法等については、「株式の保有状況」をご参照下さい。

(2) 各セグメントにおけるリスク

映像コンテンツ事業

映像コンテンツの制作過程における、制作スケジュールのずれ込みによる制作期間の延長、制作キャパシティオーバーによる外注費の増大等の、映像コンテンツ制作過程で発生する変更に伴い、当初見込んでいた制作予算を超えてしまうことがあります。このような場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、映画をはじめとした各種メディア向けコンテンツの製作について共同出資等を行うことにより、収益配分や二次使用権等による収益を得ております。これらの出資については、収益性やリスク要因を検討した上で決定しておりますが、市場の反応を完全に予見することは極めて難しいものであり、想定していた収益が得られなくなってしまうことがあります。このような場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

映像制作サービス事業

ポストプロダクションビジネスでは、CM関係業務及び企業の広告支出を源とするテレビ番組業務において、景気変動の影響を受けやすく、景気低迷時には受注件数・金額ともに低減する傾向があり、結果として当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ロケーション撮影やライブ中継ビジネスにおいて、特定の取引先への依存度が高い業務があり、それら取引先に突発的または想定外の事態が発生して取引が困難となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人材コンサルティングビジネスは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律をはじめとした各種法的規制下にあります。法令遵守を徹底し、常にその対策を行ってはいるものの、これら法的規制の強化、解釈の変化に伴いコスト増大や新たな事業上の制約等が発生するような場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

メディア・ローカライゼーション事業

メディア・ローカライゼーション事業は、SDI Media Group Inc.の他複数の海外子会社により構成されています。全世界的に展開している事業であるため、事業展開する国や地域において異なる各種制度や慣習・文化、政治的・経済的状況等の変化や外国為替相場の変動等が、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

映像システム事業

映像システム事業では、各種映像機器の開発・製造を行っておりますが、その新製品の販売において想定通りの収益が得られなかった場合、または製品に瑕疵・不具合・クレームがあった場合には、減損や対応費用等のコスト増大により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、映像システム事業では、特定の取引先への依存度が高い業務があり、それら取引先に突発的または想定外の事態が発生して取引が困難となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

製造した映像機器の海外輸出や医療関連映像機器等の開発製造も行っていることから、外国為替及び外国貿易法や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の遵守が求められており、必要な許認可を受けた上で業務を実施しております。しかし、これら規制の予期せぬ変更や厳格化によって、新たなコストが発生するような場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(1) 経営成績

当社グループの業績

(金額単位：百万円 / %表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益(損失)	
		%		%		%		%
2020年3月期	94,090	4.3	1,351	45.9	416	47.2	664	-
2019年3月期	90,212	1.2	926	61.8	789	67.5	2,010	-

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は940億90百万円(前年同期比4.3%増)、営業利益は13億51百万円(前年同期比45.9%増)、経常利益は営業外費用に為替差損並びに持分法による投資損失等を計上したことにより、4億16百万円(前年同期比47.2%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産譲渡等による特別利益を計上した一方で、新型コロナウイルス感染症による将来業績への影響を総合的に勘案した結果、特別損失に減損損失を計上し、また繰延税金資産を取り崩したことから、6億64百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失20億10百万円)となりました。

セグメント別の業績

1) 映像コンテンツ事業

当連結会計年度における映像コンテンツ事業の業績は、売上高は262億5百万円(前年同期比11.8%増)、営業損失は3億59百万円(前年同期は営業利益43百万円)となりました。

上期には実写、アニメともに劇場映画作品の制作規模の拡大並びに件数が前年同期比で増加、また、TVC M、音楽ライブ収録も大型を含む案件数が増加して好調に推移しました。一方下期は、TVアニメシリーズの制作数減少などがあったものの、通期では増収を達成いたしました。

営業利益については、劇場作品等の製作委員会への出資に対する評価損等により、営業損失を計上いたしました。

2) 映像制作サービス事業

当連結会計年度における映像制作サービス事業の業績は、売上高は265億57百万円(前年同期比3.5%減)、営業利益は4億31百万円(前年同期比36.3%減)となりました。

映像コンテンツのポストプロダクションやE2Eサービス¹などの分野においては、デジタルシネマサービスや映画・アニメ向け等のポストプロダクションサービスが堅調に推移しました。また第4四半期において新型コロナウイルス感染拡大防止に基づいたスポーツ他イベント中止や延期に伴い、一部の撮影サービス・アーカイブサービスの受注減少が発生したものの、通期の売上は前期水準を維持することができました。営業利益についても継続的な原価コントロール等により増益となりました。

人材サービス分野においては、連結子会社1社の売却やデジタルコンテンツ事業拡充への投資等により、前期に比して減収減益となりました。

1 E2Eサービス：End to End。劇場映画やテレビドラマ作品などの映像コンテンツを編集等により作品として完成させた後に提供するサービス全般を言い、主にローカライズ(吹替、字幕付)とディストリビューション²を統合したサービスを言う。

2 ディストリビューションとは、各メディア(劇場、VODやDVD/BDなど)へ映像コンテンツを配信するため、完成した作品の原版から、それぞれのメディア用にデータを作成、データチェック、納品の作業、及びその工程管理・素材管理を包括的に行うサービス

3) メディア・ローカライゼーション事業

当連結会計年度におけるメディア・ローカライゼーション事業の業績は、売上高は226億60百万円(前年同期比9.1%減)、営業損失は7億68百万円(前年同期は営業損失12億57百万円)となりました。

売上高については、欧州地域のテレビ番組向けローカライズの不調及び連結子会社2社の売却により、減収となりました。しかしながら、利益率の高い制作案件の好調な推移とともに、制作体制の見直しによる固定費削減を確実に進めたこと等により、売上の減少影響を抑制して損益が改善いたしました。

なお、2019年4月より持分法適用関連会社となったPixellogic Holdings, LLCと連携し、新規映像配信プラットフォーム向け等の受注増の取り組みを継続いたしました。

当該事業分野の業績につきましては、SDI Media Group, Inc. とその子会社の決算日が12月31日であるため、当連結会計年度には2019年1月1日～2019年12月31日の実績を反映しております。

4) 映像システム事業

当連結会計年度における映像システム事業の業績は、売上高は205億51百万円(前年同期比28.9%増)、営業利益は27億14百万円(前年同期比43.1%増)となりました。

映像システム分野においては、上期に計上した放送局向け大型案件に加え、各案件の納品を順調に進めた結果、大幅な増益となりました。またCMオンライン送稿システムもマーケットニーズの拡大により販売を順調に伸ばしました。イメージング分野においても、ハイスピードカメラ新製品の欧米での販売が好調に推移しており、映像システム事業全体で大幅な増収増益を達成いたしました。

前連結会計年度まで「プロ用映像機器分野」と記載し報告してまいりました事業分野について、直近の業態に即し、「映像システム分野」に名称を改めました。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前期比
	金額(千円)	(%)
映像システム事業	20,035,841	124.5
合計	20,035,841	124.5

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2. 上記以外の事業につきましては、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載しておりません。
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2) 受注実績

当社グループの生産・販売品目は、映像ビジネスにおいて幅広く多種多様な事業内容・形態で展開されており、その多くが生産活動の進捗に応じて受注・販売金額が確定するため、受注高及び受注残高は記載しておりません。

3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前期比
	金額(千円)	(%)
映像コンテンツ事業	25,938,151	111.7
映像制作サービス事業	25,461,130	95.8
メディア・ローライゼーション事業	22,584,951	91.7
映像システム事業	20,015,927	128.3
合計	94,000,161	104.4

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 販売実績に対する販売割合が10%以上の相手先はありません。
 4. 上記の他に新規事業開発関連収入、不動産賃貸収入等が90,542千円計上されております。

(2) 財政状態

事業全体の状況

1) 資産

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて25億70百万円(4.0%)減少し、621億54百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて48億24百万円(12.0%)減少し、352億95百万円となりました。これは主に、受取手形及び売掛金、並びにたな卸資産が減少したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて22億53百万円(9.2%)増加し、268億59百万円となりました。これは主に、土地及びのれんが減少した一方で、関係会社株式及び長期貸付金が増加したことによるものであります。

2) 負債

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて21億51百万円(5.8%)減少し、346億76百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて9億50百万円(3.6%)減少し、257億62百万円となりました。これは主に、未払法人税等が増加した一方で、前受金及び未払金、並びに支払手形及び買掛金が減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて12億1百万円(11.9%)減少し、89億13百万円となりました。これは主に、長期借入金及び繰延税金負債が減少したことによるものであります。

3) 純資産

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて4億18百万円(1.5%)減少し、274億78百万円となりました。なお、自己資本比率は40.3%となりました。

セグメント情報に記載された区分ごとの状況

1)映像コンテンツ事業

当連結会計年度末のセグメント資産は、前連結会計年度末に比べて12億55百万円減少し、147億81百万円となりました。これは主に、現金及び預金が増加した一方、たな卸資産、並びに受取手形及び売掛金が減少したことによります。

2)映像制作サービス事業

当連結会計年度末のセグメント資産は、前連結会計年度末に比べて2億38百万円増加し、117億22百万円となりました。これは主に、現金及び預金が増加した一方、たな卸資産、並びに敷金及び保証金が増加したことによります。

3)メディア・ローカライゼーション事業

当連結会計年度末のセグメント資産は、前連結会計年度末に比べて12億23百万円減少し、166億49百万円となりました。これは主に、のれん及びその他無形固定資産が減少したことによります。

4)映像システム事業

当連結会計年度末のセグメント資産は、前連結会計年度末に比べて11億51百万円減少し、109億6百万円となりました。これは主に、現金及び預金が増加した一方、受取手形及び売掛金、並びにたな卸資産が減少したことによります。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、資金という。)は、前連結会計年度末に比べて12億60百万円(20.8%)増加し、73億27百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は、69億74百万円(前年同期は1億17百万円の獲得)となりました。

これは、主に前受金の減少により資金が増加した一方、売上債権の回収、たな卸資産の減少、並びに未払又は未収消費税等の増減により資金が増加したことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は、前連結会計年度に比べて28億76百万円(202.5%)増加し、42億97百万円となりました。

これは、主に有形固定資産の売却により資金が増加した一方、関係会社株式の取得及び長期貸付けにより資金が減少したことによります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は、前連結会計年度に比べて24億68百万円(65.7%)減少し、12億91百万円となりました。

これは、長期借入金の返済により資金が減少したことによるものであります。

資本の財源及び資金の流動性について

主要な資金需要及び財源

当社グループの主要な資金需要は、運転資金、設備投資及びM & A等の事業投資であります。

これらの資金需要については、自己資金に加え、金融機関からの借入や新株予約権付社債などによる資金調達にて対応していくこととしております。

資金の流動性

運転資金については、当社及び一部国内連結子会社においてCMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)を導入することにより、各社における余剰資金を当社へ集中し、一元管理を行うことで、資金効率の向上を図っております。また、コミットメントライン契約を締結し、不測の事態における機動的かつ安定的な資金調達手段を確保しております。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。見積りは過去の経験やその時点の状況として妥当と考えられる様々な要素に基づいて、現時点において合理的であると判断したものであり、見積りの前提となる条件や事業環境が変化した場合など、見積りと将来の実績が異なることがあります。新型コロナウイルス感染症の影響等不確実性が大きく将来事業計画等の見込数値に反映させることが難しい要素もありますが、期末時点で入手可能な情報を基に検証等を行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載のとおりであります。

重要な会計方針のうち、見積りや仮定等により連結財務諸表に重要な影響を与えると考えている項目は次のとおりであります。

(繰延税金資産)

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

(固定資産の減損処理)

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

(のれんの減損処理)

のれんの償却方法については、投資効果の及ぶ期間にわたり、定額法により償却しております。なお、のれんの対象事業の収益性が低下し、減損の必要性を認識した場合には、のれんの減損処理を行う可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当連結会計年度における研究開発活動は、映像システム事業セグメントにおける製品開発を重点に実施いたしました。主なものは、高速度デジタルビデオカメラの継続開発であります。また、高速度デジタルビデオカメラで使われている技術を用いた高速画像処理システムの開発、さらには、エンジニアリング分野・教育分野・医療分野の各事業分野向けの製品開発を実施いたしました。加えて、映像表示用LSIの開発等も実施いたしました。

このような活動を行った結果、当連結会計年度の研究開発費の総額は、1,848百万円となり、その額は対連結売上高比2.0%となっております。

(注) 研究開発活動に記載した金額には、消費税等は含まれておりません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は2,777百万円であり、主なセグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、設備投資の金額には、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

映像制作サービス事業においては、事務所の新設や編集室の新設等のため1,205百万円の設備投資を実施しました。

メディア・ローライゼーション事業においては、吹替・字幕作業のグローバル運用システムの構築やデータストレージシステムの更新等のため1,001百万円の設備投資を実施しました。

当連結会計年度の主要な設備の売却の内訳は以下のとおりであります。

会社名	事業所名	所在地	セグメント の名称	売却時帳簿価格(千円)		売却年月
				建物及び 構築物	土地	
提出会社	赤坂ビデオセンター	東京都港区	全社	85,709	1,221,313	2019年4月

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人) 外[臨時従 業員]
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	全社	本社事務所	9,515	5,833		26,926	42,275	47 [18]
東京映像センター 他4ヶ所(注1) (東京都品川区他)	全社	CM・映画・ネット ワーク・TV番組 編集装置・設 備等	1,369,680	0	1,704,041 (40,018.77)	632	3,074,354	[]

(注) 1. 一部を(株)IMAGICA Lab.及び(株)フォトロン等の連結子会社に賃貸しております。

2. 連結会社以外から土地や建物を賃借しており、当期の年間賃借料は78,671千円であります。

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人) 外[臨時 従業員]
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地	その他	合計	
㈱IMAGICA Lab.	東京映像センター他 (注1) (東京都品川区)	映像制作 サービス事 業	CM・映画・ ネットワー ク編集装 置・設備	112,342	17,810		396,310	526,463	393 [155]
	品川プロダクション センター(注1) (東京都品川区)	映像制作 サービス事 業	TV番組編集 装置・設備	84,900	7,776		41,641	134,318	107 [58]
	渋谷公園通りスタジオ (東京都渋谷区)	映像制作 サービス事 業	TV番組編集 装置・設備	138,275	29,877		161,204	329,357	25 [4]
	大阪プロダクション センター(注1) (大阪府大阪市)	映像制作 サービス事 業	TV番組編集 装置・設備	51,502	30,370		82,086	163,959	77 [1]
㈱イマジカデ ジタルスケー プ	渋谷道玄坂東急ビル (東京都渋谷区)	映像制作 サービス事 業	統括業務施 設・営業拠 点トレーニ ング施設	15,031			113,581	128,612	339 [53]
㈱ロボット	本社 (東京都渋谷区)	映像コンテ ンツ事業	本社事務所	175,775			60,446	236,222	193 [31]
㈱フォトロン	本社 (東京都千代田区)	映像システ ム事業	本社事務所	141,291	4,046		273,376	418,713	229 [13]
	米沢工場(注1) (山形県米沢市)	映像システ ム事業	製造設備他	105,871	12,626		17,320	135,819	24 [1]

(注) 1. 上記の他、建物及び構築物並びに土地等を提出会社から賃借しております。

2. 上記の他、連結会社以外から土地や建物を賃借しており、当期の年間賃借料は1,456,158千円であります。

(3) 在外子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人) 外[臨時 従業員]
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地	その他	合計	
SDI Media Group, Inc.	本社 (米国カリフォルニア州)	メディア・ローカライゼーション事業	本社事務所				854,142	854,142	67 [2]
SDI Media USA, Inc.	本社 (米国カリフォルニア州)	メディア・ローカライゼーション事業	本社事務所 吹替・字幕 用設備	268,170			251,615	519,786	219 [14]
SDI Media UK, Ltd.	支店 (英国ロンドン)	メディア・ローカライゼーション事業	欧州事務所	13,612			168,516	182,129	29 [2]
SDI Media Italia S.R.L.	支店 (イタリアローマ)	メディア・ローカライゼーション事業	吹替・字幕 用設備	82,834			51,072	133,906	30 [1]
SDI Media A/S (Denmark)	支店 (デンマークコペンハーゲン他)	メディア・ローカライゼーション事業	吹替・字幕 用設備	50,324			113,639	163,963	256 [12]
SDI Media Iberia S.L.	支店 (スペインマドリッド他)	メディア・ローカライゼーション事業	吹替・字幕 用設備	51,503			127,918	179,422	156 [76]
PPC Creative Limited	支店 (英国ロンドン)	メディア・ローカライゼーション事業	吹替・字幕 用設備	19,298			92,415	111,714	88 [5]

(注) 上記の他、連結会社以外から土地や建物を賃借しており、当期の年間賃借料は739,230千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
(株)IMAGICA Lab.	東京都 杉並区	映像制作 サービス事 業	アニメ編集 設備	177,300		自己資 金	2020年 4月	2021年 3月	編集設備 の強化
SDI Media Group, Inc.	米国 カリフォル ニア州	メディア・ローカライゼーション事業	吹替・字幕 作業のグ ローバル運 用システム	578,298	217,864	自己資 金	2019年 1月	2021年 6月	業務効率 化
(株)フォトロン	東京都 千代田区	映像システ ム事業	基幹システ ム	187,000		自己資 金	2020年 6月	2021年 5月	業務効率 化

(2) 重要な設備の売却等

特に記載すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	44,741,467	44,741,467	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	44,741,467	44,741,467		

(注) 提出日現在発行数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

第3回新株予約権(2019年7月29日発行)	
決議年月日	2019年7月11日
新株予約権の数(個)	42,901(新株予約権1個につき100株)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,290,100(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 650(注)4
新株予約権の行使期間	2019年7月30日～2022年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社の事前の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式4,500,000株、割当株式数(「(注)3. 新株予約権の目的となる株式の数」欄第(1)項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇または下落により行使価額(「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額」欄第(1)項第 号に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、「(注)3. 新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加または減少する。
- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度：行使の際に行使請求の効力が発生する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限：当初390円(ただし、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項の規定を準用して調整されることがある。以下「下限行使価額」という。)
- (5) 割当株式数の上限：本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式4,500,000株(2019年7月11日現在の発行済株式総数44,531,567株に対する割合は10.11%)、割当株式数は100株で確定している。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：1,762,515,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により残存する本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、「(注)8. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。)

3. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式4,500,000株とする(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本欄第(2)項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が「(注)4・新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項の規定に従って行使価額(同欄第(1)項第 号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「(注)4・新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る「(注)4・新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項第 号及び第 号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。

割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、「(注)4・新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項第 号7)に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第 号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初650円とする。ただし、行使価額は本欄第(2)項または第(3)項に従い修正または調整される。

- (2) 行使価額の修正

行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正される。

修正後行使価額の算出において、算定基準日に本欄第(3)項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。

本項第 号及び第 号による算出の結果得られた金額が下限行使価額である390円を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、下限行使価額は本欄第(3)項に従い調整される。

(3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、本項第 号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第 号乃至第 号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用する日については、次に定めるところによる。

- 1) 行使価額調整式で使用する時価(本項第 号2)に定義する。本項第 号3)を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- 2) 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、または当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- 3) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
- 調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- 上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- 4) 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
- 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- 上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号3)または5)による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第 号3)に定義する。)が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本4)の調整は行わないものとする。
- 5) 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本5)において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第 号乃至第 号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合
- ()当該取得請求権付株式等に関し、本号3)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号3)の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- ()当該取得請求権付株式等に関し、本号3)または上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

- 6) 本号3)乃至5)における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号3)における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
- 7) 本号1)乃至3)の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号1)乃至3)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。
- この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- 1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 2) 時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第 号7)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 3) 完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第 号乃至第 号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第 号乃至第 号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)
- 4) 本項第 号1)乃至5)に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第 号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

本項第 号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- 1) 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
- 2) その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 3) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項第 号及び第 号にかかわらず、本項第 号及び第 号に基づく調整後行使価額を適用する日が、本欄第(2)項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第 号及び第 号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

本項第 号乃至第 号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第 号7)に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第 号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

2,932,515,000円

上記金額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。そのため、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額」欄第(2)項または第(3)項により、行使価額が修正または調整された場合には、上記発行価額の総額は増加または減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記発行価額の総額は減少する。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、本新株予約権の行使は、所有者が本新株予約権の発行要項に従い口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が600円以上であることを条件(以下「本行使条件」という。)とし、本行使条件が満たされない場合には本新株予約権は行使することができない。ただし、当社は当社取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長の決定によりいつでも本行使条件を当該決議の翌日から将来に向かって取消することができる。また、当社は所有者との間において、本新株予約権の行使及び本行使条件等について規定した下記概要の覚書(以下「覚書」という。)を締結している。

覚書に基づく行使停止について

当社は、当社取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長の決定により、所有者に対し、何度でも、本新株予約権を行使することができない期間を指定する旨の通知(以下「行使停止要請通知」という。)を行うことができる。

行使停止要請通知において、当社は所有者に権利行使の停止を要請する本新株予約権の回数及び本新株予約権について権利行使をすることができない期間(以下「行使停止期間」という。)を指定する。当社が行使停止要請通知を行った場合には、所有者は、行使停止期間において本新株予約権を行使することができない。また、当社は、所有者による行使停止要請通知の受領後も、当社取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長の決定により、当該通知を撤回または変更することができる。

なお、いずれの行使停止期間の開始日も、2019年7月30日以降の日とし、いずれの行使停止期間の終了日も、2022年6月29日以前の日とする。

また、当社が、当社取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長の決定により、行使停止要請通知を行うことまたは行使停止要請通知を撤回あるいは変更することを決定した場合、当社は、その都度その旨開示するものとする。

覚書に基づく本新株予約権の行使の条件について

本新株予約権の行使は、所有者が本新株予約権の発行要項に従い口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が600円以上であることを条件とし、本行使条件が満たされない場合には本新株予約権は行使することができない。

なお、当該終値が600円未満である場合における行使の可能性を一定程度確保する目的で、当社は、当社取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長の決定により、いつでも本行使条件を当該決議の翌日から将来に向かって取消することができる。本行使条件の適用にあたり、行使価額の調整事由が準用される。

また、当社が、当社取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長の決定により、本行使条件を将来に向かって取消した場合、当社は、その都度その旨開示するものとする。

覚書に基づく取得請求について

2020年7月30日(同日を含む。)以降のいずれかの取引日に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合において、当該取引日以降の取引日、または2022年6月30日(同日を含む。)以降2022年7月8日(同日を含み、かつ、同日必着とする。)までの期間内の取引日のいずれかにおいて、所有者は、当社に対し、本新株予約権の取得を請求する旨の通知(以下「取得請求通知」という。)を行うことができる。

所有者が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全部を取得しなければならない。

8. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり167円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約または当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり167円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合または上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日または上場廃止が決定した日から2週間後の日(銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり167円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

9. 本新株予約権の譲渡

当社の事前の承認を要するものとする。

10. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について所有者との間の取決めの内容

当社は、所有者との間で、本新株予約権買取契約において、「(注)7. 新株予約権の行使の条件」及び「(注)9. 本新株予約権の譲渡」に記載の内容以外に、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換または行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を所有者に行わせない。また、所有者は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意する。所有者は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする。

当社は、所有者との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、2020年1月24日までの間、本新株予約権が存する限り、所有者の事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、または普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意する。

発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合または株式無償割当てを行う場合。

ストックオプションプランに基づき、当社の普通株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合または当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。

当社または当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人または従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に係る譲渡制限付株式を発行または処分する場合。

本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行または処分する場合。

本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行または処分する場合。

合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、または事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行または処分する場合。

11. 当社の株券の売買に関する事項について所有者との間の取決めの内容

所有者は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない。

12. 当社の株券の貸借に関する事項について所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項なし

13. その他投資者の保護を図るため必要な事項

所有者は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の承認を要するものとする。

第4回新株予約権(2019年7月29日発行)	
決議年月日	2019年7月11日
新株予約権の数(個)	40,000(新株予約権1個につき100株)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,000,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 800(注)4
新株予約権の行使期間	2019年7月30日～2022年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社の事前の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式4,000,000株、割当株式数(「(注)3. 新株予約権の目的となる株式の数」欄第(1)項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇または下落により行使価額(「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額」欄第(1)項第 号に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、「(注)3. 新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加または減少する。
- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度：行使の際に行使請求の効力が発生する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限：当初390円(ただし、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項の規定を準用して調整されることがある。以下「下限行使価額」という。)
- (5) 割当株式数の上限：本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式4,000,000株(2019年7月11日現在の発行済株式総数44,531,567株に対する割合は8.98%)、割当株式数は100株で確定している。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：1,564,320,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により残存する本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、「(注)8. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。)

3. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式4,000,000株とする(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本欄第(2)項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が「(注)4・新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項の規定に従って行使価額(同欄第(1)項第 号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「(注)4・新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る「(注)4・新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項第 号及び第 号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。

割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、「(注)4・新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項第 号7)に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第 号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初800円とする。ただし、行使価額は本欄第(2)項または第(3)項に従い修正または調整される。

- (2) 行使価額の修正

行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正される。

修正後行使価額の算出において、算定基準日に本欄第(3)項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。

本項第 号及び第 号による算出の結果得られた金額が下限行使価額である390円を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、下限行使価額は本欄第(3)項に従い調整される。

(3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、本項第 号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第 号乃至第 号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用する日については、次に定めるところによる。

- 1) 行使価額調整式で使用する時価(本項第 号2)に定義する。本項第 号3)を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- 2) 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、または当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- 3) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
- 調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- 上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- 4) 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
- 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- 上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号3)または5)による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第 号3)に定義する。)が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本4)の調整は行わないものとする。
- 5) 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本5)において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第 号乃至第 号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合
- ()当該取得請求権付株式等に関し、本号3)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号3)の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- ()当該取得請求権付株式等に関し、本号3)または上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

- 6) 本号3)乃至5)における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号3)における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
- 7) 本号1)乃至3)の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号1)乃至3)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。
- この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- 1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 2) 時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第 号7)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 3) 完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第 号乃至第 号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第 号乃至第 号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)
- 4) 本項第 号1)乃至5)に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第 号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

本項第 号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- 1) 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
- 2) その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 3) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項第 号及び第 号にかかわらず、本項第 号及び第 号に基づく調整後行使価額を適用する日が、本欄第(2)項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第 号及び第 号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

本項第 号乃至第 号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第 号7)に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第 号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

3,204,320,000円

上記金額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。そのため、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額」欄第(2)項または第(3)項により、行使価額が修正または調整された場合には、上記発行価額の総額は増加または減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記発行価額の総額は減少する。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、本新株予約権の行使は、所有者が本新株予約権の発行要項に従い口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が800円以上であることを条件(以下「本行使条件」という。)とし、本行使条件が満たされない場合には本新株予約権は行使することができない。ただし、当社は当社取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長の決定によりいつでも本行使条件を当該決議の翌日から将来に向かって取消することができる。また、当社は所有者との間において、本新株予約権の行使及び本行使条件等について規定した下記概要の覚書(以下「覚書」という。)を締結している。

覚書に基づく行使停止について

当社は、当社取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長の決定により、所有者に対し、何度でも、本新株予約権を行使することができない期間を指定する旨の通知(以下「行使停止要請通知」という。)を行うことができる。

行使停止要請通知において、当社は所有者に権利行使の停止を要請する本新株予約権の回数及び本新株予約権について権利行使をすることができない期間(以下「行使停止期間」という。)を指定する。当社が行使停止要請通知を行った場合には、所有者は、行使停止期間において本新株予約権を行使することができない。また、当社は、所有者による行使停止要請通知の受領後も、当社取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長の決定により、当該通知を撤回または変更することができる。

なお、いずれの行使停止期間の開始日も、2019年7月30日以降の日とし、いずれの行使停止期間の終了日も、2022年6月29日以前の日とする。

また、当社が、当社取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長の決定により、行使停止要請通知を行うことまたは行使停止要請通知を撤回あるいは変更することを決定した場合、当社は、その都度その旨開示するものとする。

覚書に基づく本新株予約権の行使の条件について

本新株予約権の行使は、所有者が本新株予約権の発行要項に従い口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当初行使価額である800円以上であることを条件とし、本行使条件が満たされない場合には本新株予約権は行使することができない。

なお、当該終値が800円未満である場合における行使の可能性を一定程度確保する目的で、当社は、当社取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長の決定により、いつでも本行使条件を当該決議の翌日から将来に向かって取消することができる。本行使条件の適用にあたり、行使価額の調整事由が準用される。

また、当社が、当社取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長の決定により、本行使条件を将来に向かって取消した場合、当社は、その都度その旨開示するものとする。

覚書に基づく取得請求について

2020年7月30日(同日を含む。)以降のいずれかの取引日に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合において、当該取引日以降の取引日、または2022年6月30日(同日を含む。)以降2022年7月8日(同日を含み、かつ、同日必着とする。)までの期間内の取引日のいずれかにおいて、所有者は、当社に対し、本新株予約権の取得を請求する旨の通知(以下「取得請求通知」という。)を行うことができる。

所有者が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全部を取得しなければならない。

8. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり108円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約または当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり108円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合または上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日または上場廃止が決定した日から2週間後の日(銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり108円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

9. 本新株予約権の譲渡

当社の事前の承認を要するものとする。

10. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について所有者との間の取決めの内容

当社は、所有者との間で、本新株予約権買取契約において、「(注)7. 新株予約権の行使の条件」及び「(注)9. 本新株予約権の譲渡」に記載の内容以外に、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換または行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を所有者に行わせない。また、所有者は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意する。所有者は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする。

当社は、所有者との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、2020年1月24日までの間、本新株予約権が存する限り、所有者の事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、または普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意する。

発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合または株式無償割当てを行う場合。

ストックオプションプランに基づき、当社の普通株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合または当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。

当社または当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人または従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に係る譲渡制限付株式を発行または処分する場合。

本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行または処分する場合。

本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行または処分する場合。

合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、または事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行または処分する場合。

11. 当社の株券の売買に関する事項について所有者との間の取決めの内容

所有者は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない。

12. 当社の株券の貸借に関する事項について所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項なし

13. その他投資者の保護を図るため必要な事項

所有者は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の承認を要するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第3回新株予約権(2019年7月29日発行)

	第4四半期会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)	第47期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	218	2,099
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	21,800	209,900
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	565.0	580.4
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	12,317	121,824
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		2,099
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		209,900
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		580.4
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		121,824

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年4月1日～ 2020年3月31日(注)	209,900	44,741,467	61,087	3,306,002	61,087	1,574,451

(注) 行使価額修正条項付第3回新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	0	21	28	53	54	10	6,355	6,521	
所有株式数 (単元)	0	58,722	2,555	287,252	14,628	22	84,072	447,251	16,367
所有株式数 の割合(%)	0	13.129	0.571	64.226	3.270	0.004	18.797	100.000	

(注) 1. 自己株式468,341株は、「個人その他」に4,683単元、「単元未満株式の状況」に41株含まれております。

2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社クレアート	東京都品川区東五反田2-7-18	24,879	56.19
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,870	4.22
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	1,244	2.81
株式会社フジ・メディア・ホー ルディングス	東京都港区台場2-4-8	848	1.91
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	824	1.86
奥野敏聡	東京都世田谷区	617	1.39
IMAGICA GROUP従業員持株会	東京都千代田区内幸町1-3-2	554	1.25
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	512	1.15
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティ ブ・ブローカーズ証券株式会 社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関3-2-5)	446	1.00
長瀬文男	東京都品川区	406	0.91
計		32,203	72.73

(注) 上記のほか当社所有の自己株式468千株(1.05%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 468,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 44,256,800	442,568	
単元未満株式	普通株式 16,367		
発行済株式総数	44,741,467		
総株主の議決権		442,568	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。

2. 単元未満株式16,367株には、自己名義所有株式が41株含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社IMAGICA GROUP	東京都品川区東五反田二 丁目14番1号	468,300		468,300	1.0
計		468,300		468,300	1.0

(注) 上記自己名義所有株式数には、単元未満株式41株は含まれておりません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他(譲渡制限付株式報酬としての 自己株式の処分)	10,000	5,850		
保有自己株式数	468,341		468,341	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要事項のひとつと位置づけております。配当につきましては、連結業績に応じた利益配分を基本とした上で、連結配当性向の目標を30%とし、安定した配当の維持と配当水準の向上を目指してまいります。また、当社グループは、年1回の剰余金の配当を行うこととしており、この決定機関は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により定めることができる旨、定款に定め、そのほか、同様に取締役会の決議により、中間配当並びに基準日を別途定めて剰余金の配当をすることができる旨、定款に定めております。

今後とも、中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上を図り、株主価値の増大に努めてまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2020年6月12日 取締役会決議	221,365	5

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、誠実な精神をもって新たな価値創造につとめ、世界の人々に「驚きと感動」を与える映像コミュニケーショングループを目指すことを経営理念に掲げ、これらを実現するためにコーポレート・ガバナンスをグループ経営における重要課題の一つであると認識し、経営の透明性向上、コンプライアンス遵守及び意思決定の迅速化を追求すべく各種施策に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

1) 会社の機関の基本説明

a. 取締役及び監査等委員会ならびに取締役会について

当社は、取締役会の監査機能を一層強化し、経営の迅速な意思決定を確保することを目的に、会社の機関を監査等委員会設置会社としております。当社の監査等委員会は、委員長である常勤監査等委員の安藤潤、および社外取締役である中内重郎、千葉理の計3名の監査等委員である取締役によって構成し、業務執行取締役に対する監査・監督機能をより強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実に努めております。

取締役会は、提出日現在、議長である代表取締役会長の長瀬文男、代表取締役社長の布施信夫、取締役の森田正和、奥野敏聡、社外取締役の村上敦子、監査等委員である取締役の安藤潤、監査等委員である社外取締役の中内重郎、千葉理の計8名によって構成し、経営上の意思決定及び業務執行の監督を行っております。監査等委員会設置会社においては、定款に規定をすることにより、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができますが、当社においては、取締役会規程に基づき定例取締役会を毎月1回、また臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、法令及び定款に定められた事項のほか当社グループの経営上の重要事項について決議しております。

b. 執行役員制度について

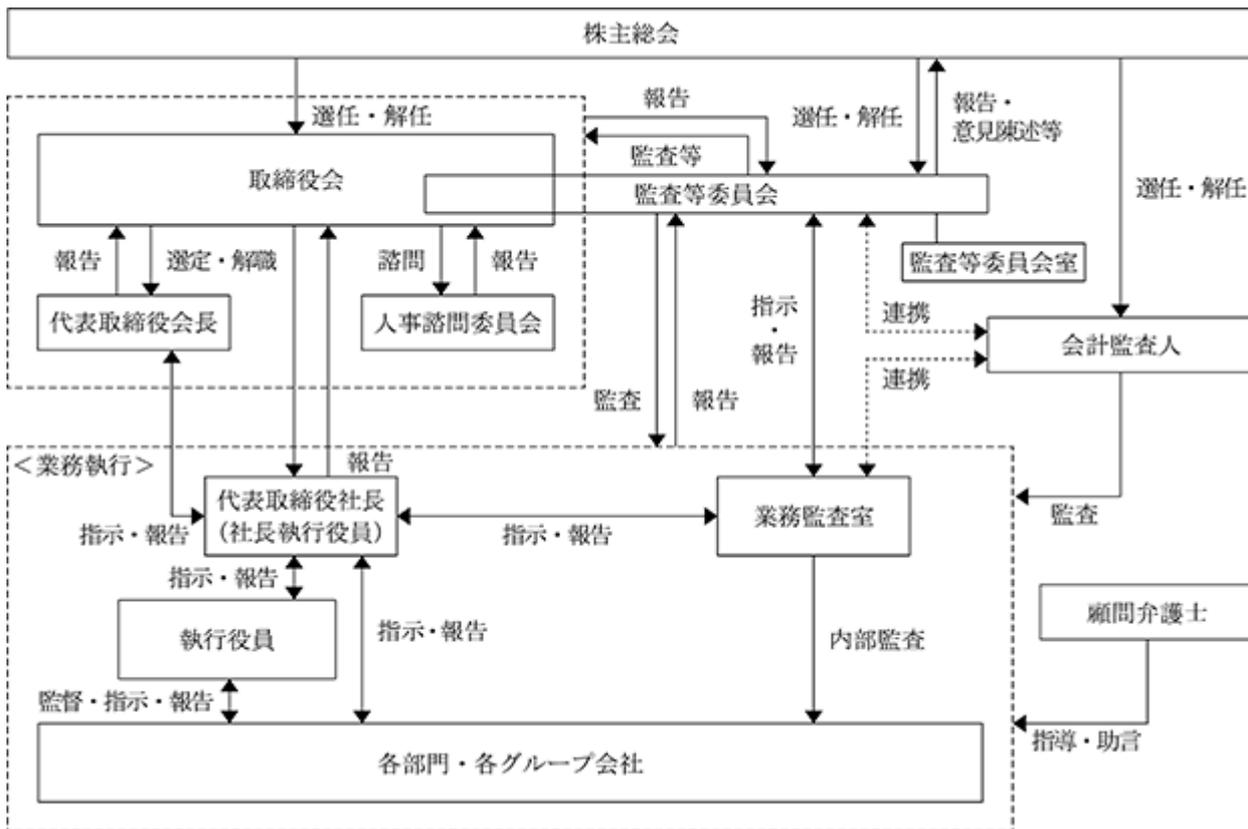
当社は、意思決定の迅速化と外部環境への的確な対応を図るため、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、執行役員制度を採用しております。提出日現在、執行役員は、社長執行役員の布施信夫、常務執行役員の森田正和、映像コンテンツ事業アニメ担当の奥野敏聡、映像コンテンツ事業映画・CM担当の加太孝明、映像制作サービス事業担当の大林克己、映像制作サービス事業人材コンサルティング担当の篠原淳、映像システム事業担当の瀧水隆、グローバルビジネス担当の長瀬俊二郎の計8名を任命しております。

c. 人事諮問委員会について

当社は、役員人事・処遇に関わる運営の透明性の一層の向上を目的とし、取締役会の諮問機関として人事諮問委員会を設置しております。人事諮問委員会では、当社の取締役(社外取締役を含む)の選任、解任、取締役の個人別報酬、取締役及び執行役員の報酬等の内容に係る方針について、審議・検討を行ない、取締役会に報告を行っております。なお、提出日現在、「人事諮問委員会」は、委員長である代表取締役会長の長瀬文男、社外取締役である村上敦子、監査等委員である社外取締役中内重郎、千葉理の計4名により構成されております。

2) 会社の機関及び内部統制の仕組み

(2020年6月30日現在)



企業統治に関するその他の事項

1) 内部統制システムの整備の状況

会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備については、取締役会において整備すべき体制を以下のとおり決議し、同決議のもと整備を推進しており、年度毎にその進捗状況をレビューし見直しを行っております。

a. 取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会において企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を定め、取締役・従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範とします。また、その徹底を図るため、総務部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に教育等を行うほか、コンプライアンス上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として通報・相談窓口を設置しております。

また、当社は社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

法令及び社内諸規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、「文書等」といいます。)に記録し、保存しております。取締役は常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に係る様々なリスクに対処するため、リスク管理に係る社内諸規程を策定し、総務部門を統括部門としてリスク管理体制を構築しております。重大事態が発生した際には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、被害の拡大を防止しております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役・従業員が共有する全社的な目標を定めるとともに、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

イ. 職務権限・意思決定ルールに関する社内諸規程の制定

ロ. 執行役員制度の採用

ハ. 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算設定、及びITを活用した業績管理の実施

ニ. 取締役会及び諸会議による業績の定期的なレビューと改善策の実施

e. 当社及びグループ会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」といいます。)における業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社として全体最適の観点から必要な経営資源配分を行います。またグループ会社管理規程に従い、各社の自主性を尊重しつつ、以下のとおりグループ各社の業務の適正を確保しております。

イ. 経営上の重要な事項に関しては、当社への協議又は報告を求めるとともに、グループ各社から事業計画等の報告を定期的に受けております。

ロ. 当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、グループ各社との連携により、当社グループ全体のリスク管理を行っております。

ハ. グループ中期経営計画の策定とそれに基づくグループ各社の業績目標と予算設定、及びITを活用した業績管理を実施することで、グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保しております。

ニ. 当社グループ全体を対象とするコンプライアンス通報・相談窓口を設置し、これを周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性を確保しております。

ホ. 業務監査室は、当社グループの内部監査を適時行っております。

f. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備、運用を行うとともに、当該内部統制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要に応じて改善を実施しております。

g. 監査等委員会がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制及びその従業員の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務執行のため、監査等委員会室を設置して、監査等委員会補助スタッフを置くこととし、そのスタッフの人事考課および人事異動については、監査等委員会の同意を要するものとしております。

h. 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く)または従業員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、経営上の重要な事項その他当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス通報・相談窓口による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備しております。監査等委員会から報告要請があったときには、取締役(監査等委員である取締役を除く)および従業員は速やかに監査等委員会に報告するものとしております。

また、当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役または従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

i. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人、業務監査室、グループ各社の監査役との情報交換に努め、相互の連携を図っております。

また、監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、請求にかかる費用が当該監査等委員会の職務執行に必要でない認められた場合を除き、会社がその費用を負担しております。

2) リスク管理体制の整備の状況

事業活動に係る様々なリスクに対処するため、リスク管理に係る社内諸規程を策定し、総務部門を統括部門としてリスク管理体制を構築します。重大事態が発生した際には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、被害の拡大を防止しております。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役でない取締役(以下、「非業務執行取締役」といいます。)及び監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該非業務執行取締役及び監査役の、契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める金額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役及び監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

取締役会で決議することができる株主総会決議事項

当社は機動的な配当政策及び資本政策を遂行するため、剰余金の配当、自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項、並びに毎年9月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことにつき、取締役会で決議することができる旨を定款で定めております。

取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議については、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	長瀬 文男	1950年12月8日生	1973年4月 1980年8月 1983年6月 1990年6月 1992年6月 2002年4月 2008年3月 2009年6月 2010年3月 2011年4月 2017年7月 2017年9月 2020年1月	三菱商事株式会社 入社 株式会社東洋現像所 入社 同社取締役 株式会社イマジカ代表取締役副社長 同社代表取締役社長 (旧)株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス代表取締役社長 株式会社クlearアート代表取締役社長 (旧)株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス代表取締役会長 株式会社クlearアートホールディングス 代表取締役社長 当社代表取締役会長(現任) 株式会社クlearアート取締役 株式会社クlearアートホールディングス 取締役 株式会社クlearアート代表取締役社長 (現任) 株式会社クlearアートホールディングス 代表取締役社長(現任)	(注)5	406,127
代表取締役社長 (社長執行役員)	布施 信夫	1958年10月3日生	1982年4月 1984年5月 1999年6月 2004年7月 2012年4月 2016年6月 2019年4月 2020年4月	株式会社大沢商会 入社 株式会社フォトロン 入社 同社取締役 同社取締役常務執行役員 同社代表取締役兼社長執行役員 当社取締役 株式会社フォトロン取締役会長 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任) 株式会社フォトロン取締役(現任)	(注)5	20,583
取締役 (常務執行役員)	森田 正和	1962年2月14日生	1984年4月 1994年7月 2001年1月 2011年4月 2013年6月 2016年4月 2017年6月 2019年4月	松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社) 入社 上海松下電池有限公司 総会計士(CFO) アメリカ松下電池工業株式会社 副社長(CFO) パナソニック株式会社 経理グループ 事業管理室総括 三洋電機株式会社取締役 経理本部長 当社 入社 執行役員 当社取締役執行役員 当社取締役常務執行役員(現任) SDI Media Group, Inc. Director, Chairman(現任) IMGI USA Inc. President(現任)	(注)5	6,518
取締役 (執行役員) 映像コンテンツ事業 アニメ担当	奥野 敏聡	1959年12月30日生	1980年10月 1994年6月 1995年6月 2010年8月 2012年10月 2016年6月 2017年1月 2017年6月 2017年12月 2019年4月 2019年8月	株式会社オービー企画 入社 株式会社オー・エル・エム 設立 代表取締役(現任) 株式会社オー・エル・エム・デジタル 代表取締役(現任) 株式会社IGポート取締役 Sprite Entertainment Inc.代表取締役 役/CEO(現任) 当社取締役 株式会社小学館ミュージック&デジ タル エンタテインメント取締役(現任) 株式会社オー・エル・エム・ベン チャーズ取締役(現任) OLM Asia SDN BHD取締役(現任) 当社取締役執行役員(現任) 株式会社プロダクション・アイジー取 締役(現任)	(注)5	617,936

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
社外取締役	村上 敦子	1958年9月23日生	1981年4月 1991年4月 2000年5月 2003年11月 2014年4月 2016年6月 2019年5月 2020年6月	安田信託銀行株式会社 入社 ソニー株式会社 財務部 入社 マネックス証券株式会社 入社 CFO ソニー株式会社 財務部 入社 同社VP 財務部 シニアゼネラルマネ ジャー 同社執行役員 財務担当 同社執行役員 財務プロジェクト担当 当社社外取締役(現任)	(注)5	
取締役 (常勤監査等委員)	安藤 潤	1953年12月12日生	1977年4月 2006年7月 2009年6月 2011年4月 2014年6月 2016年4月 2017年6月	株式会社東洋現像所 入社 (旧)株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス執行役員 経営企画 室長 株式会社ロボット取締役 当社執行役員 当社取締役常務執行役員 経営管理本 部担当 当社取締役 株式会社IMAGICA代表取締役会長 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注)6	9,126
社外取締役 (監査等委員)	中内 重郎	1947年10月3日生	1970年4月 1996年3月 2002年4月 2009年6月 2010年12月 2011年4月 2017年1月 2017年6月	日本アイ・ピー・エム株式会社 入社 同社取締役 管理・財務担当 同社専務取締役 (旧)株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス社外取締役 COCHI consulting(Shanghai) Co.,Ltd.代表(現任) 当社社外取締役 株式会社コチコンサルティング 代表 取締役(現任) 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)6	1,000
社外取締役 (監査等委員)	千葉 理	1963年10月24日生	1987年4月 2003年4月 2004年10月 2010年4月 2011年11月 2013年1月 2014年9月 2016年6月 2017年6月	三菱商事株式会社 入社 最高裁判所司法研修所 弁護士登録(第二東京弁護士会) 曙綜合法律事務所 入所 桐蔭横浜大学法科大学院 准教授(現 任) ケネディックス・レジデンシャル投 資法人 監督役員(現任) 曙綜合法律事務所 パートナー弁護 士(現任) 株式会社ウェブインパクト 社外 監査役 丸善食品工業株式会社 社外監査役 (現任) 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)6	
計						1,061,290

- (注) 1. 当社は、監査等委員会設置会社であります。
2. 取締役 村上敦子は、社外取締役であります。
3. 取締役 中内重郎、千葉理は、監査等委員である社外取締役であります。
4. 所有株式数には、IMAGICA GROUP役員持株会における2020年3月31日現在の各自の持分を含めた実質株式数を記載しております。
5. 2020年6月30日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。
6. 2019年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。
7. 当社では、従来から執行役員制度を導入し、経営機能と執行機能の分離を推進することにより、経営の健全性と効率性を高めてまいりましたが、2019年4月よりグループ経営の実効性をより高めることを目的に、グループ事業会社の執行責任者も執行役員としてグループ連結経営の責任を担う体制を導入いたしました。提出日現在執行役員は8名からなり、役名及び担当、氏名は以下のとおりです。

役名および担当	氏名
社長執行役員	布施 信夫
常務執行役員	森田 正和
執行役員 映像コンテンツ事業 アニメ担当	奥野 敏聡
執行役員 映像コンテンツ事業 映画・CM担当	加太 孝明
執行役員 映像制作サービス事業担当	大林 克己
執行役員 映像制作サービス事業 人材コンサルティング担当	篠原 淳
執行役員 映像システム事業担当	瀧水 隆
執行役員 グローバルビジネス担当	長瀬 俊二郎

8. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。
- 補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
前川 昌之	1965年3月30日生	1991年10月	中央新光監査法人 入所
		1994年3月	公認会計士登録
		2001年3月	公認会計士税理士前川昌之事務所 代表(現任)
		2006年5月	株式会社CONSOLIX代表取締役(現任)
		2012年6月	株式会社ウシオスペックス(現株式会社モデュレックス)社外監査役(現任)
		2014年3月	株式会社トランザス取締役
		2015年2月	株式会社アイ・ピー・エフ・コーポレーション代表取締役(現任)
	2015年3月	株式会社ZMP社外監査役	

社外取締役

1) 社外取締役の員数並びに社外取締役との人的・資本的・取引関係その他の利害関係

当社は提出日現在、社外取締役3名(うち、監査等委員である社外取締役2名)を選任しております。

社外取締役である村上敦子氏は、ソニー株式会社における財務担当執行役員を経て、グローバルビジネスを推進する日本企業におけるファイナンス面の豊富な経験と高い見識を備えており、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たせる人材であると判断し、社外取締役として選任しているものであります。

監査等委員である社外取締役である中内重郎氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社の専務取締役を経てから、現在は株式会社コチコンサルティングの代表取締役等を務めており、経営管理、企業再編等にかかる豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営全般について、適切な監査・監督をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しているものであります。なお、同氏は当社株式を1,000株保有しておりますが、同氏及び当該他の会社等との間においてその他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役である千葉理氏は、弁護士および複数の企業での社外監査役や法律顧問として培われた専門的な知識、経験等を有し、当社の経営全般について適切な監査・監督をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しているものであります。なお、同氏及び当該他の会社等との間においてその他の利害関係はありません。

2) 社外取締役及び監査等委員である社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は、毎月の定例取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会に出席し、必要な情報の提供や説明を受けており、経営に対する監視・助言等を行っております。また、監査等委員である社外取締役は監査等委員会等にて、社内情報の収集に努めるとともに取締役会に出席し、独立性・実効性の高い監査を行います。加えて、監査等委員である社外取締役を含む監査等委員会は業務監査室及び会計監査人と、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を図るため、情報共有及び意見交換を行っております。

3) 社外取締役及び監査等委員である社外取締役の独立性に関する考え方

当社は、独立社外取締役の独立性については、金融商品取引所が示す独立性判断基準等に基づき判断しております。また、独立社外取締役の選任にあたっては、人事諮問委員会での審議および取締役会における十分な議論を通じて取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定しております。

4) 社外取締役又は監査等委員である社外取締役による監督又は監査と内部監査及び会計監査人との相互連携並びに内部統制部門との関係について

監査等委員である社外取締役は、監査等委員会を通じて業務監査室及び会計監査人と、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を図るため、定期的な会合や意見交換会を開催し、情報共有及び意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、委員長である常勤監査等委員の安藤潤、および社外取締役である中内重郎、千葉理の計3名の監査等委員である取締役によって構成し、2020年3月期には計14回開催されており、個々の監査等委員会の出席状況については次の通りでした。

役職	氏名	出席回数
常勤監査等委員	安藤 潤	13回 / 14回 (出席率93%)
監査等委員(社外)	中内 重郎	13回 / 14回 (出席率93%)
監査等委員(社外)	千葉 理	14回 / 14回 (出席率100%)

監査等委員会においては、監査計画及び業務分担に基づき監査活動を行い、取締役及び使用人の業務執行状況、内部統制の整備・運用状況、主要なグループ会社の管理状況、会計監査人の評価等を主な検討事項として審議しております。

また常勤監査等委員は、社内の重要会議に出席、内部監査部門・内部統制部門及び会計監査人との情報交換等を行っており、その内容は適時に社外の監査等委員と共有しております。

内部監査の状況

当社は、社長直轄の独立した内部監査部門として、「業務監査室」を設置して3名の専従者を置いております。同室は当社ならびにグループ会社を対象として、内部監査規程及び年間監査計画に基づき、重要決裁事項及び法令・規程の遵守状況の確認、事業効率性に関する監査等を実施して監査報告書を社長宛に提出しております。さらに、監査結果によっては必要に応じて当該部署に書面にて業務の改善勧告を行い、必要なフォローを実施しております。

業務監査室と監査等委員会の相互連携といたしまして、定期的に会合をもち、監査要点の検討等の協議を適宜行っております。

監査等委員会と会計監査人の相互連携といたしまして、監査等委員会は会計監査人から会計監査計画とその実施状況の報告を受けるとともに、意見交換会を開催し、監査上の留意事項について情報交換を行っております。

会計監査人と業務監査室の相互連携といたしまして、業務監査室は内部監査の実施にあたり、会計監査人と適宜意見交換を実施しており、相互連携に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

中桐 光康

川島 繁雄

下平 貴史

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、中桐光康氏、川島繁雄氏、下平貴史氏の3名であり、継続監査年数はいずれも7年以内であります。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士等26名であります。当社と同監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の「会計監査人の評価基準及び選定基準」に照らし、同監査法人が当社の会計監査人に必要な専門性、独立性及び内部管理体制、さらに当社グループのグローバルな活動全体を一元的に監査する体制を有しており、新たな幅広い視点で効果的かつ効率的な監査を実施できるものと判断したことによります。

当社の監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、「会計監査人の評価基準及び選定基準」を策定しており、これに基づき、会計監査人が独立性及び必要な専門性を有すること、当社の業務内容に対応した監査体制が整備されていること等を確認し、監査実績を踏まえたうえで総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	91,000		89,280	
連結子会社	1,200		1,200	
計	92,200		90,480	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(デロイト トーマツ グループ)に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社				
連結子会社	152,393		148,431	
計	152,393		148,431	

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

会計監査及び内部統制監査の業務内容について工数等に基づく見積りを会計監査人から提出いただき、その内容を見た上で世間水準を考慮しながら、会計監査人と協議のうえ決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な書類を入手し報告を受け、前期の監査遂行の状況、当該期の監査計画および監査報酬見積りの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬については、人事諮問委員会における審議結果や提言をふまえて、取締役会で決定しております。また監査等委員である取締役の報酬等は監査等委員会の協議により決定しております。その総額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内としております。

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要事項と位置づけています。このことから、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬については、代表取締役会長、社外取締役の計4名により構成される「人事諮問委員会」において、客観的な視点を取り入れ役員報酬について審議を行い、その提言や助言に基づき取締役会で代表取締役社長に一任し決定しております。

当社の役員報酬は、基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬で構成され、報酬額の水準については、国内の同業または同規模の他企業との比較及び当社の財務状況を踏まえて設定しております。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査等委員である取締役には、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬は相応しくないため、基本報酬のみの支給としております。また、役員退職慰労金制度については廃止しております。

当事業年度の人事諮問委員会は4回開催し、役員報酬等に関して以下の内容について審議いたしました。

- ・役員報酬の構成及び水準について
- ・譲渡制限付株式報酬制度の交付について
- ・個別役員の基本報酬および業績連動報酬の支給について

また、役員報酬に関する取締役会の活動内容は以下のとおりです。

- ・取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の決議
- ・取締役の個別報酬に関する決議
- ・役員報酬規程の改訂に関する決議

(2020年度における役員報酬の内容及び決定方法)

・報酬の構成比率

基本報酬：業績連動報酬：譲渡制限付株式報酬=100：33：33

(注)業績達成度等が計画どおりであった場合の目安。

・基本報酬の決定方法

基本報酬については、経営責任やグループ経営への影響の大きさに応じて、各役員の役位ごとに設定しております。

・業績連動報酬

業績連動報酬は連結業績に基づき下記の指標を用いて算出しております。

基本報酬 × 税引前当期利益ポイント(%) × KPIポイント

KPIポイントは「成長性」として「売上高前年比」、「収益性」として「営業利益率」、「経営効率性」として「投下資本利益率」、「資金創出力」として「フリーキャッシュフロー」等の基準で構成されております。

なお、2020年3月26日開催の取締役会にて役員報酬規程を改定しております。2020年度までは改定前の規程に基づき前事業年度の業績連動報酬を当事業年度に支給しますが、2021年度からは改定後の規程に基づき前事業年度の業績を勘案し決定した当事業年度の業績連動報酬を当事業年度に支給する予定です。

(参考：2019年度の実績)

変動報酬率

	2019年度 目標値	2019年度 実績値
税引前利益率ポイント	33.0	5.0
KPIポイント	1.0	0.6

・譲渡制限付株式報酬

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限期間は3年間としており、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲等を勘案し、決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	91,340	80,969	4,125	6,245	5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	17,004	17,004			1
社外役員	25,050	25,050			3

(注) 1. 上記の取締役報酬の支給実績は、その合算が、第44回定時株主総会(2017年6月28日)決議による取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額である年額500,000千円以内(内、社外取締役分は50,000千円以内、同定時株主総会終結時の取締役員数(監査等委員である取締役を除く)は6名)、監査等委員である取締役の報酬限度額である100,000千円以内(同定時株主総会終結時の監査等委員である取締役員数は3名)であります。また、第45回定時株主総会(2018年6月26日)決議による譲渡制限付株式報酬の出資財産とするための金銭報酬限度額である年額200,000千円以内であります。(同定時株主総会終結時の対象取締役員数は6名)。

2. 取締役全員について上記の役員報酬以外の報酬の支払はありません。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社が保有する株式は、純投資目的である投資株式はなく、全て純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)であります。政策保有株式については、事業提携や取引関係の強化、情報収集の観点から当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断する企業の株式を保有しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

個別銘柄ごとに、保有の目的、保有に伴う便益やリスクが資本コスト等に見合っているかを精査し、毎年取締役会において保有の適否を検証しております。なお、検証の結果、保有の合理性が認められなくなったと判断される銘柄については縮減を図ります。

また、株主としての権利を行使すべく、全ての議案に対して議決権を行使することとし、保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当該企業の経営状況を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式	11	1,639,813

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	2	215,872
非上場株式以外の株式		

c. 特定投資株式の株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株) 貸借対照表計上額 (千円)	株式数(株) 貸借対照表計上額 (千円)		
AOI TYO Holdings(株)	1,018,000 439,776	1,018,000 799,130	取引関係強化、情報収集のため保有	有
松竹(株)	30,000 363,600	30,000 372,000	取引関係強化、情報収集のため保有	有
(株)フジ・メディ ア・ホールディ ングス	213,000 229,401	213,000 325,464	取引関係強化、情報収集のため保有	有
東映(株)	11,500 155,940	11,500 169,395	取引関係強化、情報収集のため保有	有
東宝(株)	42,000 138,600	42,000 186,690	取引関係強化、情報収集のため保有	有
カドカワ(株)	73,014 99,518	73,014 85,207	取引関係強化、情報収集のため保有	有
(株)東京放送ホー ルディングス	53,000 79,712	53,000 107,378	取引関係強化、情報収集のため保有	有
(株)モルフォ	22,800 38,577	22,800 51,163	情報収集、技術者交流のための保有	無
(株)スカパーJS ATホールディ ングス	100,000 38,400	100,000 46,000	取引関係強化、情報収集のため保有	無
(株)IGポート	26,200 35,448	26,200 38,592	取引関係強化、情報収集のため保有	無
(株)東北新社	40,000 20,840	40,000 24,040	取引関係強化、情報収集のため保有	有

(注) 1. 特定投資株式の(株)東北新社は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。特定投資株式の11銘柄について記載しております。

2. 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、個別銘柄ごとに、保有の目的、保有に伴う便益やリスクが資本コスト等に見合っているかを精査し、毎年取締役会において検証しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための取組みとして、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するために、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、また各種研修への参加等により情報収集及び共有化に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,079,172	7,339,777
受取手形及び売掛金	2, 5 19,043,240	2 16,609,098
たな卸資産	1 11,352,166	1 9,734,028
その他	3,704,760	1,665,660
貸倒引当金	60,006	53,471
流動資産合計	40,119,332	35,295,092
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	13,249,767	13,468,029
減価償却累計額	9,682,599	9,929,756
減損損失累計額	64,483	194,813
建物及び構築物(純額)	3,502,684	3,343,459
機械装置及び運搬具	10,979,003	10,302,545
減価償却累計額	10,752,343	10,062,367
減損損失累計額	109,269	107,024
機械装置及び運搬具(純額)	117,391	133,153
土地	4 2,944,295	4 1,705,819
リース資産	1,761,200	2,031,925
減価償却累計額	960,522	1,245,209
減損損失累計額	-	50,742
リース資産(純額)	800,677	735,973
建設仮勘定	60,508	341,285
その他	5,206,019	5,321,117
減価償却累計額	3,540,247	3,742,931
減損損失累計額	7,270	14,547
その他(純額)	1,658,500	1,563,637
有形固定資産合計	9,084,058	7,823,328
無形固定資産		
ソフトウェア	1,189,223	1,242,332
のれん	3,769,751	3,167,870
その他	4,377,450	4,085,856
無形固定資産合計	9,336,425	8,496,059
投資その他の資産		
投資有価証券	2,780,364	2,296,170
関係会社株式	6 306,705	6 2,691,296
長期貸付金	182,554	1,986,264
敷金及び保証金	1,177,433	1,466,390
繰延税金資産	1,407,252	1,852,835
その他	441,921	375,336
貸倒引当金	110,528	128,070
投資その他の資産合計	6,185,703	10,540,222
固定資産合計	24,606,187	26,859,610
資産合計	64,725,520	62,154,703

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5 6,657,281	6,060,774
短期借入金	2 5,375,309	2 5,004,318
未払金	3,688,369	3,027,865
未払法人税等	646,989	1,504,588
前受金	5,735,832	4,939,345
賞与引当金	1,131,264	1,245,383
役員等報酬引当金	146,678	106,568
受注損失引当金	73,117	218,878
その他	3,257,658	3,654,716
流動負債合計	26,712,502	25,762,438
固定負債		
長期借入金	6,169,835	5,510,940
長期未払金	316,773	174,097
繰延税金負債	493,520	283,312
退職給付に係る負債	1,356,280	1,233,649
その他	1,779,206	1,711,796
固定負債合計	10,115,616	8,913,796
負債合計	36,828,119	34,676,235
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,244,915	3,306,002
資本剰余金	14,816,170	14,871,552
利益剰余金	7,286,290	7,730,081
自己株式	489,754	479,516
株主資本合計	24,857,620	25,428,120
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	741,443	187,009
繰延ヘッジ損益	1,346	-
土地再評価差額金	4 17,933	4 17,933
為替換算調整勘定	442,700	529,312
退職給付に係る調整累計額	12,919	1,082
その他の包括利益累計額合計	292,382	361,318
新株予約権	-	11,484
非支配株主持分	2,747,397	2,400,180
純資産合計	27,897,401	27,478,467
負債純資産合計	64,725,520	62,154,703

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	90,212,331	94,090,704
売上原価	1 66,595,086	1 70,321,653
売上総利益	23,617,245	23,769,050
販売費及び一般管理費	2, 3 22,690,582	2, 3 22,417,329
営業利益	926,663	1,351,721
営業外収益		
受取利息	17,149	189,665
受取配当金	55,958	43,486
受取賃貸料	63,102	71,181
持分法による投資利益	20,157	-
為替差益	3,382	-
その他	125,553	84,241
営業外収益合計	285,303	388,574
営業外費用		
支払利息	328,027	337,478
持分法による投資損失	-	597,858
為替差損	-	193,201
その他	94,924	195,455
営業外費用合計	422,951	1,323,993
経常利益	789,014	416,302
特別利益		
固定資産売却益	4 21,817	4 1,650,783
投資有価証券売却益	369,510	30,063
その他	-	7,750
特別利益合計	391,328	1,688,596
特別損失		
固定資産売却損	5 24,322	-
固定資産除却損	6 31,536	6 35,639
減損損失	7 12,266	7 220,351
のれん償却額	8 2,290,323	-
関係会社株式売却損	296,324	-
その他	221,260	102,250
特別損失合計	2,876,033	358,240
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,695,690	1,746,657
法人税、住民税及び事業税	1,535,509	2,190,709
法人税等調整額	405,507	553,874
法人税等合計	1,130,002	1,636,835
当期純利益又は当期純損失()	2,825,692	109,822
非支配株主に帰属する当期純損失()	815,631	554,234
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	2,010,061	664,057

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
当期純利益又は当期純損失()	2,825,692	109,822
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	950,923	555,045
繰延ヘッジ損益	958	1,346
為替換算調整勘定	387	79,554
退職給付に係る調整額	8,976	14,001
その他の包括利益合計	1 943,292	1 647,254
包括利益	3,768,984	537,431
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,958,800	10,357
非支配株主に係る包括利益	810,184	547,788

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,244,915	15,190,725	9,749,118	42	28,184,716
当期変動額					
剰余金の配当			445,314		445,314
親会社株主に帰属する当期純損失()			2,010,061		2,010,061
自己株式の取得				512,001	512,001
自己株式の処分		2,739		22,288	19,548
子会社持分の変動		371,815			371,815
持分法の適用範囲の変動			7,452		7,452
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	374,555	2,462,828	489,712	3,327,095
当期末残高	3,244,915	14,816,170	7,286,290	489,754	24,857,620

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,689,371	388	17,933	433,870	3,942	1,241,121	3,552,306	32,978,145
当期変動額								
剰余金の配当								445,314
親会社株主に帰属する当期純損失()								2,010,061
自己株式の取得								512,001
自己株式の処分								19,548
子会社持分の変動								371,815
持分法の適用範囲の変動								7,452
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	947,928	958	-	8,829	8,976	948,739	804,908	1,753,648
当期変動額合計	947,928	958	-	8,829	8,976	948,739	804,908	5,080,744
当期末残高	741,443	1,346	17,933	442,700	12,919	292,382	2,747,397	27,897,401

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,244,915	14,816,170	7,286,290	489,754	24,857,620
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	61,087	61,087			122,174
剰余金の配当			220,266		220,266
親会社株主に帰属する当期純利益			664,057		664,057
自己株式の処分		4,388		10,238	5,850
子会社持分の変動		1,316			1,316
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	61,087	55,382	443,791	10,238	570,499
当期末残高	3,306,002	14,871,552	7,730,081	479,516	25,428,120

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	741,443	1,346	17,933	442,700	12,919	292,382	-	2,747,397	27,897,401
当期変動額									
新株の発行(新株予約権の行使)									122,174
剰余金の配当									220,266
親会社株主に帰属する当期純利益									664,057
自己株式の処分									5,850
子会社持分の変動									1,316
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	554,434	1,346	-	86,611	14,001	653,700	11,484	347,217	989,433
当期変動額合計	554,434	1,346	-	86,611	14,001	653,700	11,484	347,217	418,933
当期末残高	187,009	-	17,933	529,312	1,082	361,318	11,484	2,400,180	27,478,467

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,695,690	1,746,657
減価償却費	2,887,997	2,777,709
のれん償却額	3,220,942	576,956
減損損失	12,266	220,351
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	110,165	114,517
貸倒引当金の増減額(は減少)	4,073	11,869
賞与引当金の増減額(は減少)	382,966	143,999
受取利息及び受取配当金	73,107	233,151
支払利息	328,027	337,478
持分法による投資損益(は益)	20,157	597,858
投資有価証券売却損益(は益)	363,503	16,412
関係会社株式売却損益(は益)	247,317	7,750
固定資産処分損益(は益)	34,040	1,615,143
売上債権の増減額(は増加)	976,766	2,248,159
たな卸資産の増減額(は増加)	3,399,043	1,528,726
仕入債務の増減額(は減少)	949,284	480,136
前受金の増減額(は減少)	2,474,295	482,079
未払又は未収消費税等の増減額	879,589	1,115,632
未払金の増減額(は減少)	207,739	715,304
その他	1,107,520	764,244
小計	1,569,656	8,405,147
利息及び配当金の受取額	74,673	232,698
利息の支払額	329,026	325,682
法人税等の支払額	1,197,909	1,337,915
営業活動によるキャッシュ・フロー	117,394	6,974,248
投資活動によるキャッシュ・フロー		
短期貸付けによる支出	609,326	15,000
短期貸付金の回収による収入	-	583,446
長期貸付けによる支出	-	1,791,800
有形固定資産の取得による支出	1,177,430	1,468,069
有形固定資産の売却による収入	309,772	2,674,252
無形固定資産の取得による支出	653,733	881,215
関係会社株式の取得による支出	147,781	2,975,955
関係会社株式の売却による収入	401,551	-
その他	456,246	423,124
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,420,700	4,297,465

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	471,552	245,688
長期借入れによる収入	-	1,090,500
長期借入金の返済による支出	2,490,726	2,473,788
自己株式の取得による支出	512,001	-
配当金の支払額	445,314	220,266
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	775,680	7,828
非支配株主からの払込みによる収入	447,500	267,500
ファイナンス・リース債務の返済による支出	422,351	445,758
その他	33,026	252,457
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,760,046	1,291,495
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,357	124,518
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,064,711	1,260,768
現金及び現金同等物の期首残高	11,131,784	6,067,073
現金及び現金同等物の期末残高	1 6,067,073	1 7,327,842

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 58社

主要な連結子会社の名称

(株)ロボット

(株)オー・エル・エム

(株)IMAGICA Lab.

(株)イマジカデジタルスケープ

SDI Media Group, Inc.

(株)フォトロン

当連結会計年度において、(株)IMAGICA SDI Studioを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

なお、当連結会計年度において、連結子会社であった(株)IMAGICAトータルサービス及び(株)イマジカ角川エディトリアルの全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

(株)オー・エル・エム・ミュージック

OLM ASIA SDN BHD

(株)ピラコチャ

Imagica International Asia Sdn. Bhd.

(株)IMAGICA IRIS

Cosmo Space of America Co., Ltd.

PHOTRON (SHANGHAI) LIMITED

PHOTRON VIETNAM TECHNICAL CENTER Ltd.

Motion Engineering Company, Inc.

Photron Deutschland GmbH

(株)主婦の友インフォス

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 6社

関連会社の名称

(株)Globalstar Japan

Pixelogic Holdings, LLC及びその子会社4社

当連結会計年度において、Pixelogic Holdings, LLCの発行済株式の39.6%を取得したため、同社及びその子会社4社を持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の名称

(株)オー・エル・エム・ミュージック (非連結子会社)

OLM ASIA SDN BHD (非連結子会社)

(株)ピラコチャ (非連結子会社)

Imagica International Asia Sdn. Bhd. (非連結子会社)

(株)IMAGICA IRIS (非連結子会社)

Cosmo Space of America Co., Ltd. (非連結子会社)

(株)ステークホルダーコム (関連会社)

PHOTRON (SHANGHAI) LIMITED (非連結子会社)

PHOTRON VIETNAM TECHNICAL CENTER Ltd. (非連結子会社)

Motion Engineering Company, Inc. (非連結子会社)

Photron Deutschland GmbH (非連結子会社)

(株)主婦の友インフォス (非連結子会社)

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社はいずれも、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SDI Media Group, Inc.及びその子会社並びにIMGI USA Inc.の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

a 商品及び製品

主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

b 仕掛品

主として個別原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

c 原材料

主として総平均法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用)については、当社グループ内における利用可能期間(3年又は5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

役員等報酬引当金

当社及び連結子会社は取締役及び執行役員への報酬のうち、業績反映報酬の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ法によっております。なお、一体処理(特例処理・振当処理)の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利通貨スワップ及び為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建借入金、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引に係る為替変動リスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。

また、外貨建借入金の為替変動リスク及び金利変動リスクを軽減するため、外貨建借入金の範囲内で金利通貨スワップ取引を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

為替予約は、ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価をしております。

一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。

但し、重要性がない場合は、発生年度にその全額を償却することとしております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第441項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

1. 当社及び国内連結子会社

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

2. 在外連結子会社

- ・「リース」(米国会計基準 Topic842 2016年2月25日)

(1) 概要

本会計基準等は、リースの借手において、原則としてすべてのリースについて資産及び負債を認識すること等を要求しております。貸手の会計処理に重要な変更はありません。

(2) 適用予定日

2022年3月期の年度末より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「長期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた624,476千円は、「長期貸付金」182,554千円、「その他」441,921千円として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「減損損失」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた233,527千円は、「減損損失」12,266千円、「その他」221,260千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「減損損失」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書における「その他」1,095,254千円は、「減損損失」12,266千円、「その他」1,107,520千円として組み替えております。

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「関係会社株式の取得による支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。また、前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「投資有価証券の売却による収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「投資有価証券の売却による収入」628,866千円は、「その他」として組み替えております。また、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書における「その他」320,400千円は、「関係会社株式の取得による支出」147,781千円、「その他」456,246千円として組み替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等についての統一的な見解は発表されておりません。このため、緊急事態宣言が2020年5月に解除されてから、6月以降緩やかに当社グループの業績は改善することが見込まれるものの、新型コロナウイルス感染症の収束により、売上高等が感染拡大前の水準まで回復するには翌連結会計年度末までの期間を要するものと仮定をにおいて、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
商品及び製品	885,579千円	958,589千円
仕掛品	9,658,413 "	7,916,054 "
原材料及び貯蔵品	808,172 "	859,384 "
計	11,352,166千円	9,734,028千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産の額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
売掛金	214,693千円	236,171千円
計	214,693千円	236,171千円

上記に対応する債務

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
短期借入金	134,921千円	166,131千円
計	134,921千円	166,131千円

- 3 当社及び連結子会社2社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	19,454,693千円	18,469,798千円
借入実行残高	2,893,271 "	3,107,817 "
差引額	16,561,421千円	15,361,981千円

4 土地再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に奥行価格補正等合理的な調整を行って算定する方法。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	58,150千円	59,270千円

- 5 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれておりません。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
受取手形及び売掛金	4,155千円	- 千円
支払手形及び買掛金	45,903 "	- "

6 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
関係会社株式	306,705千円	2,691,296千円

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	213,162千円	331,829千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員等報酬引当金繰入額	146,678千円	106,568千円
給与手当	7,265,691 "	7,281,128 "
貸倒引当金繰入額	18,511 "	37,858 "
賞与引当金繰入額	520,027 "	583,052 "
退職給付費用	278,478 "	275,682 "

3 一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	1,761,148千円	1,848,029千円

4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	- 千円	263,474千円
機械装置及び運搬具	1,817 "	3,284 "
土地	- "	1,384,024 "
工具、器具及び備品	0 "	0 "
その他	19,999 "	- "
計	21,817千円	1,650,783千円

5 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
機械装置及び運搬具	22,712千円	- 千円
その他	1,609 "	- "
計	24,322千円	- 千円

6 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	13,173千円	8,528千円
機械装置及び運搬具	149 "	1,152 "
リース資産	7,999 "	8,987 "
工具、器具及び備品	2,367 "	4,234 "
建設仮勘定	311 "	- "
ソフトウェア	2,703 "	10,567 "
その他	4,830 "	2,168 "
計	31,536千円	35,639千円

7 減損損失

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
映像制作サービス事業関連資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、リース資産、その他有形固定資産、ソフトウェア	東京都
処分予定資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、リース資産、その他有形固定資産、ソフトウェア	東京都

当社グループは継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分にて事業用資産をグルーピングしております。また、処分予定資産及び遊休資産につきましては個別資産ごとにグルーピングを行っております。

映像制作サービス事業関連資産については、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が感染拡大前の水準まで回復するには翌連結会計年度末までの期間を要するものと仮定をにおいて、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。減損損失の内訳は、建物及び構築物84,605千円、機械装置及び運搬具4,885千円、リース資産48,122千円、その他有形固定資産6,848千円、ソフトウェア811千円であります。

処分予定資産については、今後も事業の用に供する予定がなく、翌連結会計年度中に除却することを決議したことにより、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。減損損失の内訳は、建物及び構築物71,452千円、機械装置及び運搬具470千円、リース資産2,619千円、その他有形固定資産428千円、ソフトウェア106千円であります。

なお、回収可能価額の算定は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスとなる資産については、回収可能価額をゼロとして評価しております。

8 のれん償却額

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第7号)第32項の規定に基づき、子会社株式の減損処理に伴ってのれんを一時償却したものであります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,023,438千円	692,118千円
組替調整額	363,503 "	13,650 "
税効果調整前	1,386,942千円	678,467千円
税効果額	436,018 "	123,422 "
その他有価証券評価差額金	950,923千円	555,045千円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	1,346千円	1,940千円
組替調整額	- "	- "
税効果調整前	1,346千円	1,940千円
税効果額	388 "	593 "
繰延ヘッジ損益	958千円	1,346千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	387千円	79,554千円
組替調整額	- "	- "
為替換算調整勘定	387千円	79,554千円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	17,251千円	16,006千円
組替調整額	3,641 "	5,397 "
税効果調整前	13,609千円	21,403千円
税効果額	4,633 "	7,402 "
退職給付に係る調整額	8,976千円	14,001千円
その他の包括利益合計	943,292千円	647,254千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	44,531,567	-	-	44,531,567
合計	44,531,567	-	-	44,531,567
自己株式				
普通株式	108	500,002	21,769	478,341
合計	108	500,002	21,769	478,341

(変動事由の概要)

2018年5月24日の取締役会決議による自己株式の取得 500,000株

単元未満株式の買取りによる増加 2株

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 21,769株

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月24日 取締役会	普通株式	445,314	10.0	2018年3月31日	2018年6月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月28日 取締役会	普通株式	220,266	利益剰余金	5.0	2019年3月31日	2019年6月11日

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	44,531,567	209,900	-	44,741,467
合計	44,531,567	209,900	-	44,741,467
自己株式				
普通株式 (注) 2	478,341	-	10,000	468,341
合計	478,341	-	10,000	468,341

(変動事由の概要)

(注) 1. 発行済株式

新株予約権の権利行使による増加 209,900株

2. 自己株式

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 10,000株

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第3回行使価額修正条項付新株予約権 (2019年7月29日発行)	普通株式		4,500,000	209,900	4,290,100	7,164
	第4回行使価額修正条項付新株予約権 (2019年7月29日発行)	普通株式		4,000,000		4,000,000	4,320
合計				8,500,000	209,900	8,290,100	11,484

(変動事由の概要)

第3回行使価額修正条項付新株予約権の発行による増加 4,500,000株

第3回行使価額修正条項付新株予約権の権利行使による減少 209,900株

第4回行使価額修正条項付新株予約権の発行による増加 4,000,000株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月28日 取締役会	普通株式	220,266	5.0	2019年3月31日	2019年6月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月12日 取締役会	普通株式	221,365	利益剰余金	5.0	2020年3月31日	2020年6月16日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	6,079,172千円	7,339,777千円
預入期間が3ヵ月超の定期預金	12,098 "	11,935 "
現金及び現金同等物	6,067,073千円	7,327,842千円

- 2 当連結会計年度に株式売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳
株式売却により連結子会社でなくなった株式会社IMAGICAトータルサービスの資産及び負債の内訳並びに株式会社IMAGICAトータルサービス売却価額と売却による支出(純額)は次のとおりであります。

流動資産	167,548千円
固定資産	18,286 "
流動負債	85,692 "
固定負債	29,516 "
株式売却益	7,750 "
株式の売却価額	78,377千円
現金及び現金同等物	91,585 "
差引：連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	13,208千円

株式売却により連結子会社でなくなった株式会社イマジカ角川エディトリアルスの資産及び負債の内訳並びに株式会社イマジカ角川エディトリアル売却価額と売却による支出(純額)は次のとおりであります。

流動資産	216,292千円
固定資産	10,812 "
流動負債	66,680 "
非支配株主持分	48,127 "
株式売却損	1,499 "
株式の売却価額	110,797千円
現金及び現金同等物	159,346 "
差引：連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	48,548千円

- 3 重要な非資金取引の内容

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	208,465千円	421,442千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産 主として、映像制作サービス事業における編集設備(機械及び装置)等であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	731,470	748,937
1年超	2,277,285	2,469,471
合計	3,008,755	3,218,409

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画、事業計画等に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクが存在いたします。外貨建ての営業債権については、為替変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、取引関係等に関連する株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスク等が存在いたします。

長期貸付金は、信用リスクに晒されておりますが、主に持分法適用関連会社に対するものであり、定期的に貸先財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。外貨建ての営業債務については、為替変動リスクに晒されております。

借入金は主に事業用運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金の一部については、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引、通貨スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建取引に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る金利変動リスク及び為替変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引及び通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(6)重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程及び売掛債権管理規程に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、取引開始時及び取引推移等に応じて信用状況を把握する体制をとっております。

デリバティブ取引については、信用リスクを軽減するため、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引について、通貨別月別に把握された為替変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は借入金に係る金利変動リスク及び為替変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市場や取引関係等を勘案し保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、資金繰り計画の作成・更新するとともに、CMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)を導入し、資金不足の連結子会社に対して速やかに貸付を行うことで、手許資金の流動性を確保しております。また、突発的な資金需要に対して、迅速かつ確実に資金を調達できるように主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結し、流動性リスクに備えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2.を参照ください。)

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	6,079,172	6,079,172	
(2)受取手形及び売掛金	19,043,240	19,043,240	
(3)投資有価証券			
其他有価証券	2,371,595	2,371,595	
資 産 計	27,494,007	27,494,007	
(1)支払手形及び買掛金	6,657,281	6,657,281	
(2)短期借入金	2,893,271	2,893,271	
(3)未払金	3,688,369	3,688,369	
(4)長期借入金 (1年以内返済予定分を含む)	8,651,873	8,655,694	3,820
負 債 計	21,890,796	21,894,617	3,820
デリバティブ取引()	1,940	1,940	

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	7,339,777	7,339,777	
(2)受取手形及び売掛金	16,609,098	16,609,098	
(3)投資有価証券			
其他有価証券	1,766,203	1,766,203	
(4)長期貸付金 (1年以内回収予定分を含む)	2,024,017	2,014,949	9,068
資 産 計	27,739,097	27,730,028	9,068
(1)支払手形及び買掛金	6,060,774	6,060,774	
(2)短期借入金	3,238,663	3,238,663	
(3)未払金	3,027,865	3,027,865	
(4)長期借入金 (1年以内返済予定分を含む)	7,276,595	7,305,818	29,223
負 債 計	19,603,898	19,633,121	29,223

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は簿価金額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「有価証券関係」注記に記述のとおりであります。

(4)長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は簿価金額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また当社の信用状態は資金調達実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるもののうち金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理の対象とされているものについては、当該金利スワップ及び通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」の注記を参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	407,189	529,361
投資事業有限責任組合出資金	1,580	605
合計	408,769	529,967

上記については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,079,172			
受取手形及び売掛金	19,043,240			
合 計	25,122,412			

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,339,777			
受取手形及び売掛金	16,609,098			
長期貸付金	37,753	1,982,264		4,000
合 計	23,986,629	1,982,264		4,000

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	2,893,271					
長期借入金	2,482,038	1,766,261	1,425,744	1,978,829	444,000	555,000
合 計	5,375,309	1,766,261	1,425,744	1,978,829	444,000	555,000

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,238,663					
長期借入金	1,765,654	1,581,808	2,160,833	594,910	1,063,827	109,560
合 計	5,004,318	1,581,808	2,160,833	594,910	1,063,827	109,560

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
1 株式	2,224,147	1,307,345	916,802
2 債券			
3 その他			
小計	2,224,147	1,307,345	916,802
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
1 株式	147,447	196,544	49,096
2 債券			
3 その他			
小計	147,447	196,544	49,096
合計	2,371,595	1,503,889	867,705

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
1 株式	879,033	400,675	478,357
2 債券			
3 その他			
小計	879,033	400,675	478,357
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
1 株式	887,170	1,101,753	214,583
2 債券			
3 その他			
小計	887,170	1,101,753	214,583
合計	1,766,203	1,502,429	263,773

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1 株式	628,866	369,510	6,007
2 債券			
3 その他			
合計	628,866	369,510	6,007

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について29,997千円減損処理を行っております。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、財政状態の悪化により実施価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

前連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
繰延ヘッジ処理	為替予約取引 買建 米ドル	子会社株式に係る 予定取引	3,684,387		1,940
合計			3,684,387		1,940

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

(2)金利関連

前連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利通貨スワップの 一体処理(特例処理・ 振当処理)	金利通貨スワップ取引 変動受取・固定支払 米ドル受取・日本円 支払	長期借入金	1,290,475	430,158	(注)
合計			1,290,475	430,158	

(注) 金利通貨スワップの一体処理(特例処理・振当処理)によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利通貨スワップの 一体処理(特例処理・ 振当処理)	金利通貨スワップ取引 変動受取・固定支払 米ドル受取・日本円 支払	長期借入金	430,158		(注)
合計			430,158		

(注) 金利通貨スワップの一体処理(特例処理・振当処理)によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定拠出年金制度及び退職一時金制度ならびに前払退職金制度を設けております。その他に一部の連結子会社は、中小企業退職金共済制度を採用しております。

また、従業員の退職等に際して退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、一部の連結子会社は2019年4月に退職金制度の改定を行い、退職一時金制度より確定拠出年金制度へ移行いたしました。

2. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く。)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	507,302	508,047
勤務費用	53,906	50,505
利息費用	5,073	5,080
数理計算上の差異の発生額	17,251	16,006
退職給付の支払額	40,983	60,691
退職給付債務の期末残高	508,047	518,947

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	508,047	518,947
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	508,047	518,947
退職給付に係る負債	508,047	518,947
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	508,047	518,947

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	53,906	50,505
利息費用	5,073	5,080
数理計算上の差異の費用処理額	3,641	5,397
確定給付制度に係る退職給付費用	55,338	50,188

(注) 上記退職給付費用以外に割増退職金として、前連結会計年度において175,742千円、当連結会計年度において16,000千円を計上しております。

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
数理計算上の差異	13,609	21,403
合計	13,609	21,403

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	(千円)	
	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識数理計算上の差異	19,740	1,663
合計	19,740	1,663

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	1.0%	1.0%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	752,421	848,232
退職給付費用	149,824	99,805
退職給付の支払額	54,013	98,708
連結除外による減少額		29,516
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額		105,110
退職給付に係る負債の期末残高	848,232	714,702

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	848,232	714,702
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	848,232	714,702
退職給付に係る負債	848,232	714,702
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	848,232	714,702

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度149,824千円 当連結会計年度99,805千円

4. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度402,985千円、当連結会計年度408,812千円であります。

5. その他の退職給付に関する事項

退職一時金制度から確定拠出年金制度への資産移換額は105,110千円であり、4年間で移換する予定であります。

なお、当連結会計年度末時点の未移換額78,237千円は、未払金及び長期未払金に計上しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	674,532千円	521,847千円
税務上の繰越欠損金(注)	2,195,945 "	2,316,701 "
貸倒引当金	45,602 "	52,900 "
減価償却超過額	268,903 "	365,486 "
賞与引当金	401,860 "	430,260 "
長期未払金	28,682 "	28,469 "
未払事業税・事業所税	79,854 "	125,832 "
投資有価証券評価損	138,288 "	135,095 "
未実現利益	134,016 "	100,743 "
研究開発費	102,336 "	180,438 "
その他	766,889 "	964,056 "
繰延税金資産小計	4,836,913千円	5,221,831千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	1,702,572 "	1,684,980 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	324,964 "	542,022 "
評価性引当額小計	2,027,537 "	2,227,003 "
繰延税金資産合計	2,809,376千円	2,994,828千円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	427,533千円	142,217千円
無形固定資産	1,172,751 "	1,091,474 "
その他	106,127 "	120,402 "
その他有価証券評価差額金	189,232 "	71,210 "
繰延税金負債合計	1,895,644千円	1,425,305千円
繰延税金資産(負債)の純額	913,731千円	1,569,522千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	13,005	13,375	13,553	23,478	53,772	2,078,760	2,195,945 千円
評価性引当額	13,005	13,375	13,489	19,484	17,704	1,625,512	1,702,572 "
繰延税金資産			63	3,994	36,067	453,247	493,372 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)				29,435	20,786	2,266,479	2,316,701 千円
評価性引当額				11,542	15,669	1,657,769	1,684,980 "
繰延税金資産				17,892	5,117	608,710	631,720 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、繰延税金資産の「その他」に含めておりました「研究開発費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の繰延税金資産の「その他」に表示していた869,226千円は、「研究開発費」102,336千円、「その他」766,889千円として組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	"	6.6 "
受取配当等永久に益金に算入されない項目	"	0.4 "
のれん償却額	"	7.0 "
研究開発減税等	"	2.9 "
留保金課税	"	16.5 "
評価性引当額	"	14.3 "
子会社税率差異	"	24.8 "
その他	"	2.8 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	%	93.7%

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は本社ビル等の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務を有しており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復義務に係る債務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は2年から24年と見積り、割引率については0.0%から1.508%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	131,600 千円	142,673 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	10,545 "	3,026 "
見積りの変更による増加額	7,206 "	6,665 "
資産除去債務の履行による減少額	1,379 "	"
時の経過による調整額	596 "	639 "
為替換算差額	5,897 "	1,173 "
期末残高	142,673 千円	151,830 千円

(注) 1. 前連結会計年度において、事業用資産の一部について、より精緻な見積りが可能となったことから、当該不動産の賃貸借契約に伴う原状回復義務の資産除去債務について見積額の変更を行い、7,206千円を資産除去債務に計上しております。

2. 当連結会計年度において、事業所の退去に伴う当該物件に係る原状回復費用をより精緻に見積もることが可能となったことから見積りの変更を行い、6,665千円を資産除去債務に計上しております。

なお、敷金の額が賃借期間終了時の原状回復義務に係る債務の見込み額を上回る場合には、当該資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この場合における使用見込期間は4～50年と見積り、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を計算しております。

また、当該資産除去債務の総額の増減につきましては、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	367,506 千円	367,506 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	"	80,500 "
期末残高	367,506 千円	448,006 千円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社及び連結子会社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、その事業領域を「映像」関連分野として、幅広く事業を展開しており、「映像コンテンツ事業」「映像制作サービス事業」「メディア・ローカライゼーション事業」「映像システム事業」の4分野を報告セグメントとしております。

「映像コンテンツ事業」は、劇場映画・テレビドラマ番組・アニメーション作品・Web関連映像の企画制作、テレビCMを中心とした広告制作、ミュージックビデオを主とした音楽映像制作のほか、各種映像コンテンツのライセンスビジネスを行っております。

「映像制作サービス事業」は、撮影、TV番組・CM・PR等のビデオ映像・音声編集、デジタル合成、VFX・CGI制作、デジタルシネマ関連サービスなど、各種映像技術サービスと、クリエイティブ分野に特化した人材ソリューションを提供しております。

「メディア・ローカライゼーション事業」は、映像コンテンツの吹替え・字幕、映画予告編の制作、聴覚障害者向け字幕等の事業を展開しております。

「映像システム事業」は、映像・画像に関わる最先端の映像関連機器やソフトウェアの開発・製造・輸入・販売・保守サービス、画像関連LSIの開発・販売等の事業を展開しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	調整額 (注1)	連結財務諸 表計上額 (注2)
	映像 コンテンツ	映像制作 サービス	メディア・ ローライ ゼーション	映像 システム	計			
売上高								
外部顧客への 売上高	23,213,514	26,570,985	24,630,007	15,600,909	90,015,416	-	196,915	90,212,331
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	216,044	958,784	286,387	345,670	1,806,886	-	1,806,886	-
計	23,429,559	27,529,770	24,916,394	15,946,579	91,822,303	-	1,609,971	90,212,331
セグメント利益又 は損失()	43,355	677,699	1,257,694	1,896,925	1,360,286	-	433,622	926,663
セグメント資産	16,036,756	11,484,445	17,872,463	12,057,441	57,451,107	-	7,274,413	64,725,520
その他の項目								
減価償却費	188,066	814,111	1,481,642	275,855	2,759,676	-	128,320	2,887,997
減損損失	-	12,266	-	-	12,266	-	-	12,266
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	181,155	489,249	898,367	316,065	1,884,837	-	21,118	1,905,955

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) 外部顧客への売上高は、不動産賃貸収入、ビル管理収入等であります。
- (2) セグメント利益又は損失()の調整額 433,622千円は、持株会社(連結財務諸表提出会社)等に係る損益776,274千円及びセグメント間取引消去 1,209,897千円であります。
- (3) セグメント資産の調整額7,274,413千円には、各報告セグメントに配分していない全社資産16,916,844千円、セグメント間取引消去 9,642,431千円が含まれております。全社資産は、主に持株会社(連結財務諸表提出会社)等の現預金及び投資有価証券等の固定資産であります。
- (4) 減価償却費の調整額128,320千円には、全社資産に係る減価償却費165,355千円及びセグメント間取引消去 37,034千円が含まれております。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額21,118千円には、全社資産の取得51,461千円及びセグメント間取引消去 30,342千円が含まれております。

2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注1)	調整額 (注2)	連結財務諸 表計上額 (注3)
	映像 コンテンツ	映像制作 サービス	メディア・ ローライ ゼーション	映像 システム	計			
売上高								
外部顧客への 売上高	25,938,151	25,461,130	22,584,951	20,015,927	94,000,161	-	90,542	94,090,704
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	267,442	1,096,469	75,164	535,816	1,974,892	-	1,974,892	-
計	26,205,594	26,557,600	22,660,115	20,551,744	95,975,054	-	1,884,350	94,090,704
セグメント利益又 は損失()	359,560	431,944	768,691	2,714,477	2,018,170	11,316	655,131	1,351,721
セグメント資産	14,781,406	11,722,662	16,649,222	10,906,017	54,059,308	3,879,439	4,215,955	62,154,703
その他の項目								
減価償却費	178,259	809,582	1,359,250	294,530	2,641,623	-	136,086	2,777,709
持分法による 投資損失	-	-	-	2,785	2,785	595,072	-	597,858
減損損失	-	220,351	-	-	220,351	-	-	220,351
持分法適用会 社への投資額	-	-	-	8,519	8,519	2,083,260	-	2,091,779
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	59,209	1,205,397	1,001,142	425,513	2,691,262	-	86,363	2,777,625

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は海外の連結子会社及び持分法適用関連会社であります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) 外部顧客への売上高は、新規事業開発関連収入、不動産賃貸収入等であります。
- (2) セグメント利益又は損失()の調整額 655,131千円は、持株会社(連結財務諸表提出会社)等に係る損益1,037,565千円及びセグメント間取引消去 1,692,697千円であります。
- (3) セグメント資産の調整額4,215,955千円には、各報告セグメントに配分していない全社資産14,700,511千円、セグメント間取引消去 10,484,555千円が含まれております。全社資産は、主に持株会社(連結財務諸表提出会社)等の現預金及び投資有価証券等の固定資産であります。
- (4) 減価償却費の調整額136,086千円には、全社資産に係る減価償却費154,642千円及びセグメント間取引消去 18,556千円が含まれております。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額86,363千円には、全社資産の取得120,145千円及びセグメント間取引消去 33,782千円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

(単位：千円)

日本	欧州	その他	合計
60,504,719	17,823,078	11,884,533	90,212,331

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

(単位：千円)

日本	その他	合計
7,381,648	1,702,409	9,084,058

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

(単位：千円)

日本	欧州	その他	合計
66,681,531	16,329,347	11,079,825	94,090,704

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

(単位：千円)

日本	その他	合計
6,344,172	1,479,156	7,823,328

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	全社・ 消去	連結財務諸 表計上額
	映像 コンテンツ	映像制作 サービス	メディア・ ローカライ ゼーション	映像 システム	計			
当期償却額	2,617,512	35,504	567,925	-	3,220,942	-	-	3,220,942
当期末残高	-	80,627	3,689,123	-	3,769,751	-	-	3,769,751

(注) 映像コンテンツ事業の当期償却額には、特別損失に計上した「のれん償却額」2,290,323千円を含んでおりま
す。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	全社・ 消去	連結財務諸 表計上額
	映像 コンテンツ	映像制作 サービス	メディア・ ローカライ ゼーション	映像 システム	計			
当期償却額	-	35,504	541,452	-	576,956	-	-	576,956
当期末残高	-	45,123	3,122,746	-	3,167,870	-	-	3,167,870

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)クリアートホールディングス(非上場)

(株)クリアート(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	Pixelogic Holdings, LLC	米国 バーバンク 市	28,666,268 USドル	その他事業	(所有) 間接 39.64	役員の兼任 及び資金の 貸付	資金の貸付	1,752,960	長期貸付金	1,752,960
							受取利息	138,811		

(注) 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

㈱クリアートホールディングス(非上場)

㈱クリアート(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社はPixelogic Holdings, LLCであり、その要約連結財務情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	Pixelogic Holdings, LLC	
	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計		2,260,678
固定資産合計		3,349,283
流動負債合計		2,732,459
固定負債合計		4,083,743
純資産合計		1,206,240
売上高		5,283,699
税引前当期純損失()		1,222,796
当期純損失()		1,226,105

(注)Pixelogic Holdings, LLCは、当連結会計年度より持分法適用関連会社となっております。なお、当連結会計年度における当該持分法適用関連会社の持分法適用対象となる損益計算書の期間は2019年4月1日から2019年12月31日であります。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産	570.90円	566.19円
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失()	45.55円	15.05円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載して
おりません。

当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存
在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失()(千円)	2,010,061	664,057
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	2,010,061	664,057
普通株式の期中平均株式数(株)	44,127,131	44,133,005
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 り当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		2019年7月11日取締役会 決議による新株予約権 第3回新株予約権 新株予約権42,901個 (普通株式4,290千株) 第4回新株予約権 新株予約権40,000個 (普通株式4,000千株)

3. 1株当たり純資産の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2019年3月31日)	当連結会計年度末 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	27,897,401	27,478,467
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	2,747,397	2,411,665
(うち新株予約権(千円))	-	(11,484)
(うち非支配株主持分(千円))	(2,747,397)	(2,400,180)
普通株式に係る期末の純資産(千円)	25,150,003	25,066,802
1株当たり純資産の算定に用いられた期末の普通株式の 数(株)	44,053,226	44,273,126

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,893,271	3,238,663	2.89	
1年以内に返済予定の長期借入金	2,482,038	1,765,654	1.81	
1年以内に返済予定のリース債務	411,466	389,800		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	6,169,835	5,510,940	3.30	2021年8月31日 ~2025年3月27日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	516,695	549,915		2021年11月4日 ~2025年3月30日
合計	12,473,307	11,454,974		

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、平均利率を記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,581,808	2,160,833	594,910	1,063,827
リース債務	242,903	148,398	99,025	59,587

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	21,747,863	47,422,306	67,405,791	94,090,704
税金等調整前四半期(当期)純利益 (千円)	805,001	1,435,069	1,317,804	1,746,657
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	586,680	865,378	815,076	664,057
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	13.32	19.64	18.49	15.05

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失() (円)	13.32	6.33	1.14	3.41

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,519,635	5,155,060
売掛金	51,673	85,208
製品	-	4,403
前払費用	35,872	40,613
短期貸付金	3,803,697	1,539,203
その他	823,807	816,435
流動資産合計	8,234,686	7,640,924
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,519,992	1,364,573
構築物	17,125	14,622
工具、器具及び備品	18,553	11,065
土地	2,942,518	1,704,041
その他	540	5,833
有形固定資産合計	4,498,731	3,100,136
無形固定資産		
ソフトウェア	27,927	16,493
その他	3,300	-
無形固定資産合計	31,227	16,493
投資その他の資産		
投資有価証券	2,556,513	1,707,066
関係会社株式	10,415,499	15,052,267
長期貸付金	1,520,000	1,920,000
長期前払費用	17,291	9,931
その他	102,939	101,856
投資その他の資産合計	14,612,243	18,791,122
固定資産合計	19,142,202	21,907,751
資産合計	27,376,889	29,548,676

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	4,939,623	6,575,020
未払金	558,788	481,632
未払費用	34,992	20,245
未払法人税等	200,593	1,066,849
前受金	406,308	91,205
預り金	7,533	8,044
賞与引当金	76,372	44,260
役員等報酬引当金	11,195	10,372
その他	17,304	37,666
流動負債合計	6,252,713	8,335,296
固定負債		
長期借入金	1,792,396	725,940
長期未払金	56,182	55,378
繰延税金負債	390,228	11,482
退職給付引当金	48,538	49,319
その他	3,394	3,394
固定負債合計	2,290,739	845,514
負債合計	8,543,453	9,180,810
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,244,915	3,306,002
資本剰余金		
資本準備金	1,513,363	1,574,451
その他資本剰余金	9,207,736	9,203,348
資本剰余金合計	10,721,100	10,777,799
利益剰余金		
利益準備金	83,074	83,074
その他利益剰余金		
別途積立金	628,200	628,200
固定資産圧縮積立金	969,634	322,242
繰越利益剰余金	3,006,396	5,575,158
利益剰余金合計	4,687,305	6,608,675
自己株式	489,754	479,516
株主資本合計	18,163,566	20,212,961
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	689,148	161,352
繰延ヘッジ損益	1,346	-
土地再評価差額金	17,933	17,933
評価・換算差額等合計	669,869	143,419
新株予約権	-	11,484
純資産合計	18,833,435	20,367,865
負債純資産合計	27,376,889	29,548,676

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益	3,016,682	3,286,107
営業費用		
不動産賃貸原価	384,947	350,261
その他の原価	123,110	133,500
販売費及び一般管理費	² 1,465,895	² 1,675,880
営業費用合計	1,973,952	2,159,641
営業利益	1,042,730	1,126,466
営業外収益		
受取利息	21,636	24,609
受取配当金	51,361	37,488
為替差益	-	3,368
その他	31,931	21,654
営業外収益合計	104,929	87,120
営業外費用		
支払利息	22,213	13,767
為替差損	985	-
その他	17,214	17,511
営業外費用合計	40,413	31,278
経常利益	1,107,246	1,182,307
特別利益		
固定資産売却益	-	³ 1,649,981
投資有価証券売却益	369,510	-
関係会社株式売却益	-	28,377
特別利益合計	369,510	1,678,358
特別損失		
固定資産除却損	⁴ 2,710	⁴ 1,055
投資有価証券売却損	-	13,650
関係会社株式評価損	2,844,175	-
特別損失合計	2,846,886	14,705
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	1,370,129	2,845,960
法人税、住民税及び事業税	154,655	973,911
法人税等調整額	41,676	269,587
法人税等合計	112,978	704,324
当期純利益又は当期純損失()	1,483,107	2,141,636

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						別途積立金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,244,915	1,513,363	9,210,476	10,723,840	83,074	628,200	977,918	4,926,534	6,615,728
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩							8,284	8,284	-
剰余金の配当								445,314	445,314
当期純損失()								1,483,107	1,483,107
自己株式の取得									
自己株式の処分			2,739	2,739					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	2,739	2,739	-	-	8,284	1,920,138	1,928,422
当期末残高	3,244,915	1,513,363	9,207,736	10,721,100	83,074	628,200	969,634	3,006,396	4,687,305

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	42	20,584,441	1,611,242	-	17,933	1,593,309	22,177,751
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		-					-
剰余金の配当		445,314					445,314
当期純損失()		1,483,107					1,483,107
自己株式の取得	512,001	512,001					512,001
自己株式の処分	22,288	19,548					19,548
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			922,093	1,346	-	923,440	923,440
当期変動額合計	489,712	2,420,874	922,093	1,346	-	923,440	3,344,315
当期末残高	489,754	18,163,566	689,148	1,346	17,933	669,869	18,833,435

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						別途積立金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,244,915	1,513,363	9,207,736	10,721,100	83,074	628,200	969,634	3,006,396	4,687,305
当期変動額									
新株の発行(新株予 約権の行使)	61,087	61,087		61,087					
固定資産圧縮積立金 の取崩							647,391	647,391	-
剰余金の配当								220,266	220,266
当期純利益								2,141,636	2,141,636
自己株式の処分			4,388	4,388					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)									
当期変動額合計	61,087	61,087	4,388	56,698	-	-	647,391	2,568,761	1,921,370
当期末残高	3,306,002	1,574,451	9,203,348	10,777,799	83,074	628,200	322,242	5,575,158	6,608,675

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	489,754	18,163,566	689,148	1,346	17,933	669,869	-	18,833,435
当期変動額								
新株の発行(新株予 約権の行使)		122,174						122,174
固定資産圧縮積立金 の取崩		-						-
剰余金の配当		220,266						220,266
当期純利益		2,141,636						2,141,636
自己株式の処分	10,238	5,850						5,850
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)			527,796	1,346	-	526,449	11,484	514,965
当期変動額合計	10,238	2,049,394	527,796	1,346	-	526,449	11,484	1,534,429
当期末残高	479,516	20,212,961	161,352	-	17,933	143,419	11,484	20,367,865

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～38年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員等報酬引当金

取締役及び執行役員への報酬のうち、業績反映報酬の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ法によっております。なお、一体処理(特例処理・振当処理)の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利通貨スワップ及び為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建借入金及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

外貨建予定取引に係る為替変動リスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。

また、外貨建借入金の為替変動リスク及び金利変動リスクを軽減するため、外貨建借入金の範囲内で金利通貨スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約は、ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価をしております。

一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の判定を省略しております。

6. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等についての統一的な見解は発表されておりません。このため、緊急事態宣言が2020年5月に解除されてから、6月以降緩やかに当社の業績は改善することが見込まれるものの、新型コロナウイルス感染症の収束により、売上高等が感染拡大前の水準まで回復するには翌事業年度末までの期間を要するものと仮定をにおいて、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	3,458,413千円	2,296,938千円
長期金銭債権	1,520,000 "	1,920,000 "
短期金銭債務	3,639,789 "	5,698,661 "

2 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	14,750,000千円	13,750,000千円
借入実行残高	- "	- "
差引額	14,750,000千円	13,750,000千円

3 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
SDI Media Group, Inc.	1,334,543千円 (12,024千米ドル)	1,645,183千円 (15,117千米ドル)

保証債務の金額は、円建とドル建で記載しております。

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益	2,906,081千円	3,195,565千円
営業費用	298,369 "	191,903 "
営業取引以外の取引高	33,681 "	31,101 "

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	124,556千円	129,269千円
役員等報酬引当金繰入額	11,195 "	10,372 "
給与手当	390,200 "	449,240 "
賞与引当金繰入額	76,372 "	44,260 "
退職給付費用	22,434 "	39,987 "
減価償却費	26,536 "	27,315 "
業務委託費	252,210 "	291,576 "

- 3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	- 千円	263,376千円
構築物	- "	97 "
工具、器具及び備品	- "	0 "
土地	- "	1,384,024 "
その他	- "	2,483 "
計	- 千円	1,649,981千円

- 4 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	0千円	0千円
構築物	7 "	- "
工具、器具及び備品	0 "	0 "
ソフトウェア	2,703 "	1,055 "
計	2,710千円	1,055千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	10,415,499	15,052,267
関連会社株式		
計	10,415,499	15,052,267

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	14,852千円	15,101千円
長期未払金	17,191 "	16,956 "
投資有価証券評価損	115,159 "	113,252 "
関係会社株式評価損	2,950,552 "	2,953,551 "
賞与引当金	23,293 "	13,552 "
減価償却超過額	136,724 "	120,973 "
減損損失	37,154 "	37,179 "
子会社株式 (会社分割に伴う承継会社株式)	611,933 "	611,933 "
その他	42,393 "	66,944 "
繰延税金資産小計	3,949,255千円	3,949,444千円
評価性引当額	3,730,987 "	3,747,498 "
繰延税金資産合計	218,267千円	201,945千円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	427,533千円	142,217千円
その他有価証券評価差額金	180,962 "	71,210 "
繰延税金負債合計	608,496千円	213,428千円
繰延税金資産(負債)の純額	390,228千円	11,482千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	%	30.6%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	"	18.2 "
在外子会社合算所得	"	1.4 "
留保金課税	"	8.1 "
評価性引当額	"	0.6 "
過年度法人税等	"	2.0 "
その他	"	0.2 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	%	24.7%

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高 (注1)	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高 (注1)	減価償却累計額
有形固定資産	建物	6,841,375	59,890	359,120	126,609	6,542,145	5,177,572
	構築物	254,713		1,547	2,470	253,165	238,542
	工具、器具及び備品	259,713	1,675	7,883	9,163	253,505	242,440
	土地	2,942,518		1,238,476		1,704,041	
	その他	105,493	11,673	8,400	6,019	108,765	102,931
	計	10,403,813	73,238	1,615,429	144,263	8,861,623	5,761,487
無形固定資産	ソフトウエア	215,782		14,618	10,379	201,164	184,670
	その他	3,300	46,906	50,206			
	計	219,082	46,906	64,824	10,379	201,164	184,670

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高について、取得価額により記載しております。

2. 有形固定資産の当期減少額の主なものは赤坂ビデオセンターの売却(土地1,221,313千円、建物85,709千円)であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	76,372	44,260	76,372	44,260
役員等報酬引当金	11,195	10,372	11,195	10,372

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

特に記載すべき事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とします。但し、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://www.imagicagroup.co.jp/
株主に対する特典	ありません

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利ならびに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、(株)クリアートホールディングス及び(株)クリアートであります。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|-----|-------------------------------|--|---|--|
| (1) | 有価証券報告書
及びその添付書類並びに
確認書 | 事業年度
(第46期) | 自 2018年4月1日
至 2019年3月31日 | 2019年6月25日
関東財務局長に提出。 |
| (2) | 内部統制報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第46期) | 自 2018年4月1日
至 2019年3月31日 | 2019年6月25日
関東財務局長に提出。 |
| (3) | 四半期報告書
及び確認書 | 第47期
第1四半期
第47期
第2四半期
第47期
第3四半期 | 自 2019年4月1日
至 2019年6月30日
自 2019年7月1日
至 2019年9月30日
自 2019年10月1日
至 2019年12月31日 | 2019年7月31日
関東財務局長に提出。
2019年10月31日
関東財務局長に提出。
2020年2月6日
関東財務局長に提出。 |
| (4) | 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条
第2項第9号の4の規定(監査証明を行う
監査公認会計士等の異動)に基づく臨時報
告書 | | 2020年3月26日
関東財務局長に提出。 |
| (5) | 有価証券届出書
及びその添付書類 | 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株
予約権付社債券等)にかかる有価証券届出
書 | | 2019年7月11日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月30日

株式会社IMAGICA GROUP
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	桐	光	康	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川	島	繁	雄	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下	平	貴	史	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社IMAGICA GROUPの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社IMAGICA GROUP及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社IMAGICA GROUPの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社IMAGICA GROUPが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月30日

株式会社IMAGICA GROUP

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	桐	光	康	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川	島	繁	雄	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下	平	貴	史	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社IMAGICA GROUPの2019年4月1日から2020年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社IMAGICA GROUPの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。